

新たな緑地保全施策の展開について

答 申

平成 27 年 6 月 8 日

名古屋市緑の審議会

名古屋市では、平成 23 年 3 月に「なごや緑の基本計画 2020」が策定され、緑のまちづくりが進められています。

名古屋市の緑のまちづくりにおいて重要な役割を果たす東部丘陵地の樹林地は、都市計画公園緑地の区域内を中心に現存しています。しかし、長期に渡り事業が着手できていない区域には、民有樹林地が多く存在します。また、都市計画公園緑地の区域外にも良質な民有樹林地が存在しますが、細分化・孤立化が進みつつあり、開発の可能性が高い状況にあります。

本審議会は、平成 25 年 12 月 26 日に名古屋市長より諮問された「新たな緑地保全施策の展開について」に対して、良質な樹林地を中心とする緑地の保全のために緑地保全施策検討部会を設けて調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので、名古屋市長に答申するものです。

本審議会は、名古屋市が本答申の趣旨に従って、「みどりの魅力を伝え、みんなで緑地を守り育てる」新たな緑のまちづくりへ対応していくことを要望します。

名古屋市緑の審議会

会 長	奥野 信宏
部会長	横張 真
委 員	池邊 このみ
	大野 嵩明
	岡本 明子
	風間 一
	九鬼 良孝
	後藤 澄江
	柴 由花（専門委員）
	新海 洋子
	藤原 宣夫（専門委員）
	堀田 守
	堀江 典子
	増田 理子
	眞弓 浩二（専門委員）
	町田 誠
	向井 清史
	村山 顕人
	百瀬 則子
	森 徹（専門委員）
	山田 宏之

（50 音順、敬称略）

緑地保全施策検討部会構成委員

目 次

< 本編 >

はじめに ~背景と検討の視点~	1
第1章 これからの緑地保全について	4
第2章 施策展開の基本方針	6
基本方針1 地域の状況に応じてきめ細かく対応できるよう緑地保全制度を充実する	
基本方針2 様々な担い手の緑地保全意識を醸成しみどりを育てる	
基本方針3 多様な手法により緑地保全活動を支援する	
第3章 新たな緑地保全施策の展開	9
基本方針1に基づく緑地保全施策	9
(1) 民有緑地保全の制度体系の構築	
(2) 民間活力の導入	
(3) 長期未整備公園緑地内の緑地保全	
基本方針2に基づく緑地保全施策	14
(1) 「みどり」に気づく機会の充実	
(2) 「みどり」の体験の充実	
(3) 緑地保全の協働体制の拡充	
基本方針3に基づく緑地保全施策	17
(1) 寄附等の仕組みの構築	
(2) 中間組織等による緑地保全の仕組みの構築	
(3) 緑地保全基金特別会計の検討	
第4章 施策の実施に向けて	22
(1) 短期的に取り組むことが望まれる施策	
(2) 中長期的に取り組むことが望まれる施策	
おわりに	26

< 資料編 >

1 名古屋市の土地利用と緑被地	30
2 名古屋市の取り組み	34
3 緑地の機能	37
4 緑の質の評価で対象とした1ha以上の民有樹林地	39
5 緑地保全の課題	42

はじめに ～背景と検討の視点～

名古屋市は、ほぼ全域が市街化区域であり、また都市の成り立ちとして、大部分が区画整理等により市街化されました。近年では、成長の時代から成熟の時代を迎え、まちづくりの重点は、新市街地の開発から既成市街地の再生に移行しつつあります。

名古屋市都市計画マスタープラン（2013年12月策定）においては、「駅から徒歩圏内約800m（駅そば生活圏）に都市機能を集約し都市機能が適切に配置・連携された都市構造（集約連携型都市構造）」を目指しており、これを実現するために、鉄道駅を中心とした駅そば生活圏で都市機能の更なる強化と居住機能の充実に取り組むこととしています。一方、都市縁辺部においては、駅そば生活圏に人々が移り住んだあとに、都市縁辺部ならではの新たなライフスタイルに対応するまちづくりをどのように誘導していくかが重要です。

過去20年間、名古屋市における樹林地の減少は、東部丘陵地で顕著でしたが、まだまだ良質な樹林地、まとまりのある緑地¹が東部丘陵地に現存しています。現存する緑地を保全し、その活用を図ることの有益性は明らかであり、例えば、比較的ゆとりのある緑豊かな戸建て住宅地の形成、あるいは活動・交流の場となる里山を共有スペースとして有する集合住宅など、まちづくりの中でも緑地保全の観点が必要です。また、都市計画公園緑地内のまとまりのある緑地についても、新たな発想により緑地の担保性を高めて行くことが必要です。

一方、緑地保全には、様々な主体（市民、企業等法人、土地所有者、開発事業者、教育機関、行政等）が緑地保全と市街地開発のそれぞれに関係しています。様々な主体が、緑地保全の面からどのような役割があるのか、緑のまちづくりをどのように進めていくのか明らかにして、緑地保全の担い手として協力してもらうことが必要です。そして、持続的なまちづくり・地域づくりの視点を重視し、緑地の継続的な維持管理とその支援の手法に関して、緑地保全施策の検討が必要です。

今後名古屋市は、リニア中央新幹線の開業、グローバルな都市間競争の激化など、時代の大きな転換点を迎えます。こうした中、都市の活力を維持するためには都市の魅力向上が必要です。緑地部門においては、みどり³の魅力を高め、緑地が有する機能や効果を都市の魅力向上につなげることが重要です。

このような背景を踏まえ、これからの緑地保全のあり方を考えていくためには、次の3点の視点が必要です。

¹緑地 本答申では、緑の質の評価²で対象となった、1ha以上の民有樹林地と、樹林地と一体となった農地や水面などを緑地とする。

²緑の質の評価 名古屋市緑の審議会の答申「緑の質の評価について」（平成24年12月）のこととする。緑の質の評価で対象となった民有樹林地とは、平成22年度の名古屋市緑の現況調査における、「高木」「低木」を中心とした1ha以上の民有樹林地で、71箇所、約400haとなっている。

³みどり 本答申では、緑地と緑地によってもたらされる快適性、交流・活動の機会、うるおい、美しさ、季節感、地域性などを示すこととする。

まちづくりの観点から既存の緑地保全制度の活用や新たな制度を充実させる

東部丘陵地の都市計画公園緑地の区域内には、貴重な緑地が多く残されています。これらの緑地は、都市公園として担保し広く市民に供用していくべきものと考えられます。しかし、名古屋市の財政状況等を勘案するなど、新たな発想で、行政以外の主体が緑地の担保と供用を図っていくことも考えられます。行政以外の主体とは、具体的には、土地所有者、市民の皆さん、開発事業者です。緑地の保全には、土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、土地所有者の負担をいかに軽減するかが重要です。土地所有者の負担軽減にあたっては、まちづくりの観点から地域として緑地を保全するために、都市緑地法や都市計画法等の関連諸制度を活用するとともに、既存制度で不足している部分を補う新たな制度の検討が必要です。また、緑地の機能や効果による恩恵を受けている市民の皆さんから広く支援を受けることができる体制の検討が必要です。さらに、開発事業者が緑地を多く残して開発するような仕組みも必要です。

様々な担い手の役割を明確にして緑地保全に協力してもらおう

緑地保全の担い手には市民、開発事業者、行政等、様々な関係者が存在します。名古屋市内に現存するまとまった緑地が減少し続ける中、様々な担い手による取り組みを誘導・促進する緑地保全施策が必要です。例えば、居住者が居住地内や周辺の緑地を維持管理する、企業等が社会貢献活動として地域の緑地保全に関わる、土地所有者が緑地を所有し続ける（開発しない）、開発事業者が緑地を多く残して開発し緑豊かな環境を魅力として販売する、そのような緑地保全に対する取り組みに対し行政がインセンティブを付与する、などが考えられます。それぞれの立場や状況に応じた役割が明確になるよう留意して検討が必要です。

みどりの魅力を高め、緑地保全に対する理解・協力を得る

生まれ育った故郷の風景は人々の原風景となり、その人々（子供達）の思想・人格形成に大きく関わるものです。みどりは風景を構成する大きな要素となり、まちの魅力・快適性を向上させます。しかし都市近郊の多くの緑地は、人の手により維持されてきたものであり、適切に保全しないと機能や魅力が低下してしまいます。ところが名古屋市の財政状況等を考慮すると、従来型の行政主体による緑地保全には限界があります。財政的支援を含め、多くの担い手に緑地の保全に関わってもらうことが重要です。例えば、故郷を離れて暮らしている人々や、みどりによりまちの魅力を高め事業活動につなげたい、あるいはCSRとして緑地の保全に貢献したい企業等、緑地保全に理解ある人々から寄附等の形で協力してもらおう仕組みが考えられます。多くの人々に緑地保全に関わってもらい、更にそのような取り組みや緑地の存在を広く市民に気づいてもらい、利活用を通じてみどりの魅力を高めて行くことが重要となります。

今回の答申は、上記の3点に加え、社会情勢の変化、今後のまちづくりの方向性を念頭に入れた上で、新たな緑地保全施策をどのように展開していくべきかについてまとめたものです。

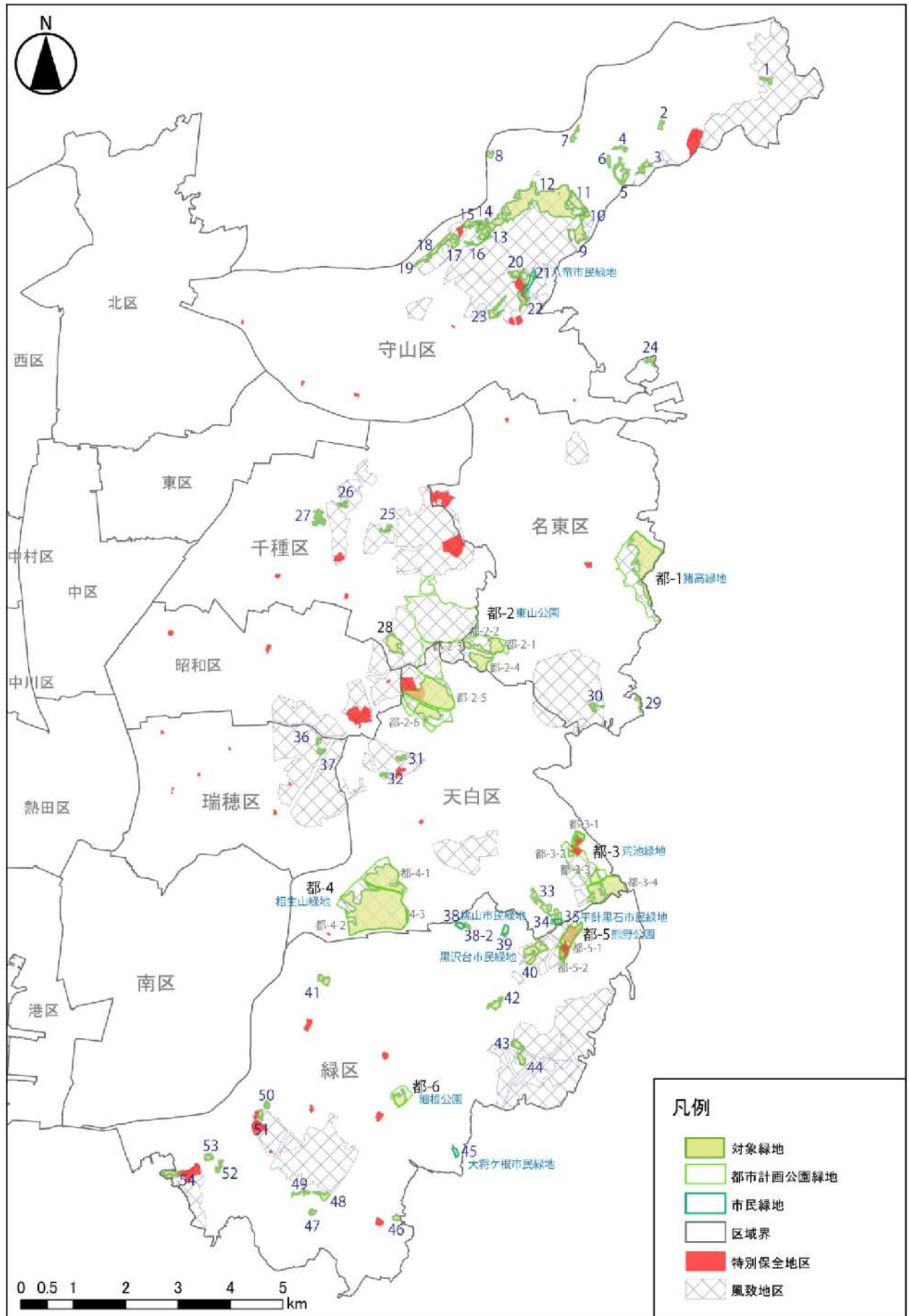


図-1 緑の質の評価の対象となる1ha以上の私有樹林地の位置図
 (都市計画公園緑地内16箇所・約233ha、その他55箇所・約165ha)

第1章 これからの緑地保全について

50年後や100年後にも名古屋が魅力的な街であるためには、快適性、交流・活動の場、うるおい、美しさ、季節感、地域性などをもたらす緑地が、まちづくりの重要な要素のひとつとなります。

一方、緑地の3分の2が民有地となっている現状から、行政による緑地保全には限界があります。土地所有者が今後も緑地として所有し続けたり、開発事業者等が地域に緑地を残し居住者等が保全していくなど、行政以外の担い手の役割が重要です。また、緑地は適切に保全しないと機能や魅力が低下してしまうことから、緑地を維持管理する（＝育てる）ことが重要です。さらに、それらをサポートする市民の皆さんの協力が不可欠です。

そこで、緑地保全の基本的な考え方を以下の通り提言します。

<緑地保全の基本的な考え方>

みどりの魅力を伝え、みんなで緑地を守り育てる

気づきや体験を通じてみどりの魅力を伝え、緑地保全に関わる様々な担い手（市民、活動団体等、土地所有者、企業等法人、開発事業者、教育機関、行政等）の理解、協力、相互連携により緑地を守り育て、まちの魅力を高める。



左：日々の散歩等でみどりに気づいてもらう

右：自然観察イベント等でみどりの魅力を伝える



みどりがまちの魅力を高める



左：市民・企業等法人・行政の協働で緑地を守り育てる

右：開発時にも部分的に緑地を守る

平成2年から平成22年の20年間において、都市公園面積が約420ha増加したにもかかわらず、市域全体の樹林地、芝・草地、農地及び水面の面積は約2,140ha（市域面積の6.5%相当）減少しました。また残された樹林地についても間伐や下草刈りなどが行われないことで、林内に光が入らなくなり花や実を付ける植物が減少し、竹・ササ・ツル植物など特定の植物が密生するなど、生物多様性が低下しています。

今後は、都市公園としての緑地保全に加え、民有地の緑地保全についても目標を定め、みどりの魅力を高め、緑地を守り育てていくことが望まれます。

都市公園面積については、名古屋市都市公園条例で市民1人あたり10㎡以上を標準とすると定められており（平成26年4月時点で6.96㎡/人）、長期未整備公園緑地⁴の解消等により標準の達成を図っていくこととなります。都市公園の機能は様々ですが、レクリエーション機能や防災機能に加え、樹林地主体の緑地ならではの機能（生物生息、涼しさ、うるおい、やすらぎ、交流・活動の場など）も重要です。樹林地保全の観点を重視した長期未整備公園緑地の整備プログラム⁵の見直しが求められます。



まちづくりに必要となる樹林地主体の緑地ならではの機能のイメージ

一方、民有緑地の保全についても、その機能（景観形成、気温低減、水循環等）は公益性を有するため、機能の大きい一定規模以上のものについて目標を定めることが必要です。緑被率⁶は市域全体の緑地の総量を示す指標ですが、まとまった規模の民有緑地の保全状況をより正確に把握するためには新たな指標が必要です。そして、名古屋市緑の基本計画で目標を定め、民有緑地の減少程度を顕著に小さくすることが望まれます。

表-1 民有緑地の保全状況を把握するための新たな指標（案）

指標	内容
担保された民有緑地面積	地域制緑地制度（特別緑地保全地区 ⁷ 、市民緑地 ⁸ 、保存樹林 ⁹ ）等により担保されている民有緑地面積

⁴長期未整備公園緑地 名古屋市が事業を行う公園緑地で、都市計画決定後長期間経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地のこと。

⁵長期未整備公園緑地の整備プログラム 計画的かつ効率的に長期未整備公園緑地の整備事業を進めるため事業区域と事業着手時期を明示したもの。

⁶緑被率 樹林地、芝・草地、農地及び水面の面積が全体面積に占める割合のこと。

⁷特別緑地保全地区 都市計画により現状凍結的に建築行為など一定の行為が制限された緑地

⁸市民緑地 土地所有者と地方公共団体等の契約により保全・公開された緑地。

⁹保存樹林 都市の美観風致の維持を図るため指定された樹木の集団。

第2章 施策展開の基本方針

「みどりの魅力を伝え、みんなで緑地を守り育てる」ためには、みどりの魅力を伝える意識醸成、守るための仕組み、育てるための担い手の確保、それらを可能にするための支援が必要となります。施策展開につなげる3つの基本方針を定め、行政と市民、事業者等の積極的な協働・連携によるまちづくりの中で取り組むことが必要です。

基本方針1 地域の状況に応じてきめ細かく対応できるよう緑地保全制度を充実する

都市計画により公園緑地として整備する予定の私有緑地とその他の私有緑地では、緑地保全の手法が異なります。それぞれの制度の充実が必要です。

私有緑地の保全制度を充実させる

私有緑地の土地所有者に保全の協力をしてもらうには、一般供用を前提としない保全制度の提案や、規制の緩い制度から徐々に規制の強い制度へ移行することで、理解を求めていくことが考えられます。状況に応じた使い分けと、ステップアップ型の緑地保全のために、私有緑地の保全制度の充実が必要です。

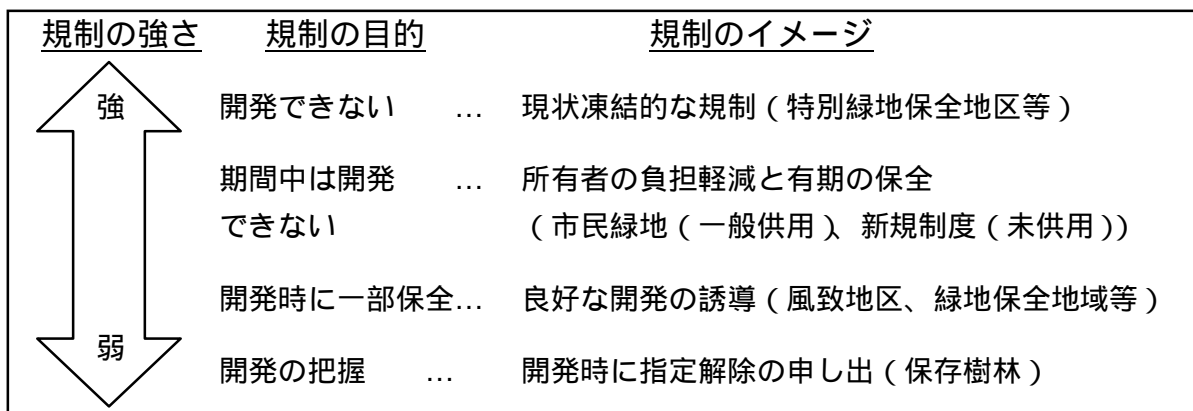


図-2 ステップアップ型の制度体系のイメージ

民間活力を緑地保全に活用する

既成市街地の再生と同時に駅そば生活圏外の私有緑地を保全する場合に容積率を緩和するなど、名古屋市として調和のとれたまちづくりを進めることが考えられます。

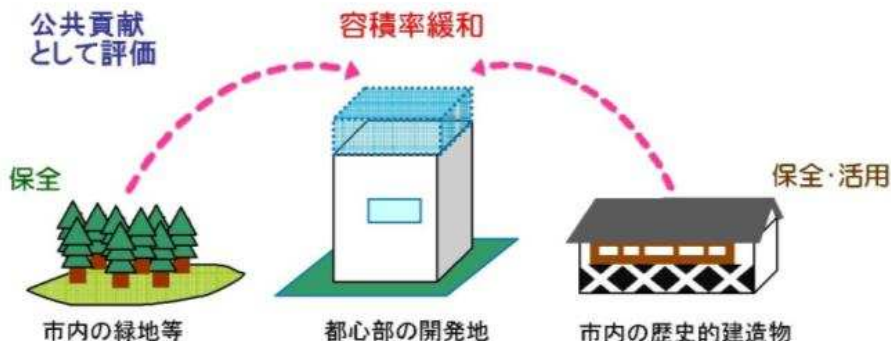


図-3 既成市街地の再生を市内の私有緑地保全に結びつけるイメージ

また、ほぼ全域が市街化区域である名古屋市では、私有緑地そのものが開発対象となった時に、部分的にでも緑地の保全を図ることができる制度も必要です。

長期未整備公園緑地内の緑地保全を図る

長期未整備公園緑地内の私有緑地は、その大部分が事業着手第3期以降（平成40年度以降）の着手予定となっています。緑の質の評価に基づき緑地保全が重視される区域については、事業着手時期や区域をきめ細かく再検討し、着手時期を前倒しすることなどがが必要です。事業着手時期を早められない場合は、一定期間の居住を認め居住者等による緑地保全を図ることが考えられます。

基本方針2 様々な担い手の緑地保全意識を醸成しみどりを育てる

様々な担い手に緑地保全に携わってもらうには、緑地の保全意識を持ってもらうことが必要です。緑地の機能や効果は目に見えにくいいため、その大切さを理解してもらうには段階的に気づいてもらう意識醸成が効果的と考えられます。既存の緑地保全活動団体の高齢化が進む中、様々な担い手が協力して、魅力的なみどりを育てることが必要です。

「みどり」の存在を伝える

まとまりのある緑地がどこにあり、周辺の環境に対しどのような効果を及ぼしているのか、分かりやすく伝えることが必要です。また、それらの緑地をどのように保全していくのか、行政が様々な担い手に伝える努力が必要です。



図-4 地図で緑地の存在を伝えている事例
出典：横浜市ホームページ 健康の森
ウォーキングガイドマップ

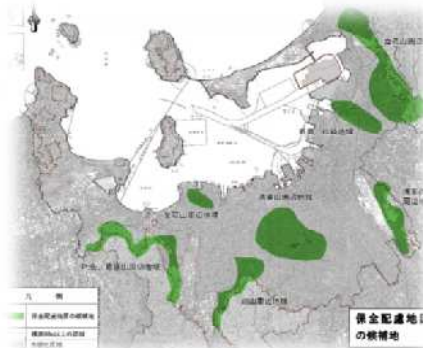


図-5 緑の基本計画に保全対象緑地を示すイメージ
出典：福岡市 新・緑の基本計画
(平成21年5月 福岡市)

「みどりの体験」を促進する

緑地は、花や実、新緑や紅葉などにより季節を感じる場、癒しの場、遊びの場、身近な生き物とのふれあいの場、自然学習の場など、多様な活動の場となり、実際に緑地内でのイベントに参加してもらうなど「みどりの体験」を通じて、みどりの魅力を感じてもらおうことが考えられます。



自然観察会等を通じた「みどり」の体験のイメージ

緑地保全の協力者を増やしみどりを育てる

「みどり」を魅力あるものとして維持し、さらに魅力向上させるためには、継続的に維持管理することが重要です。将来に渡って保全が必要な緑地について、その規模に応じた維持管理の担い手を確保するために様々な担い手へ働きかけ、みんなでみどりを育てることが必要です。



企業等法人による緑地保全活動の事例

基本方針 3 多様な手法により緑地保全活動を支援する

緑地保全活動への支援は、多様な手法で展開することが効果的です。緑地保全への協力意思がある人に対し、その受け皿となる制度を整えたり、緑地の持つ機能の公益性からすれば、広く市民全体で費用負担することも考えられます。

寄附等の仕組みを整える

行政の緑地保全の取り組みに対し、ふるさと寄附金制度¹⁰等を活用して寄附を募ることが考えられます。寄附の募集に際しては、何に使われどのように役立つかが明確であることが支援者の動機づけになるため、行政による効果的なPRが必要です。

中間組織等による緑地保全の仕組みを整える

緑地保全活動団体の活動継続や土地所有者の維持管理の負担軽減のために、行政以外の担い手が効果的に機能する仕組みが考えられます。認定NPO法人や公益社団法人等が中間組織等として、民間の柔軟な発想を活かして緑地保全活動と支援者を結びつけることが期待されます。

市民全体で費用負担する手法を検討する

近年、各地で森林環境税などが創設され、愛知県においても平成21年度より、あいち森と緑づくり税¹¹が導入されています。また強制的に徴収される均等課税方式ではなく、緑地保全に賛同する市民から費用を募り、現世代と将来世代で緑地保全活動を支援する、地方債による緑地保全手法も各地で事例があります。名古屋市においても緑地保全のための財源確保の手法として検討が考えられます。

¹⁰ ふるさと寄附金制度 ふるさとに対して貢献又は応援したいという納税者の思いを実現するため、応援したい自治体への寄附を通じて、その寄附金額の一部を住民税などから控除できる制度のこと。

¹¹ あいち森と緑づくり税 愛知県内の森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵を県民が享受していることから、森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、県民税の均等割の税率の特例として平成21年度から課税されている税のこと。

第3章 新たな緑地保全施策の展開

基本方針に沿って、今後展開が望まれる新たな緑地保全施策を提言します。

基本方針1に基づく緑地保全施策

緑地保全制度を充実させるためには、緑地保全制度体系の構築、民間活力の活用、長期未整備公園緑地内の緑地保全の3点についての検討が必要です。

(1) 緑地保全制度体系の構築

民有緑地の担保性を確保するには、緑地保全制度により規制を行うことが有効であり、そのためには土地所有者の理解が不可欠となります。土地所有者の緑地保全に対する理解を深め、徐々に担保性を高めていく制度体系を構築するとともに、行政から土地所有者への積極的な働きかけも必要となります。

制度体系について

規制の弱いものから強いものまで緑地保全制度を充実させ、規制の弱い制度から土地所有者の協力を求めていく、ステップアップ型の制度体系を構築することが必要です。またその際、優遇措置を手厚くするなど、規制と優遇のバランスに留意することも重要となります。現在の名古屋市の緑地保全制度の体系を整理すると図-6のようになりますが、土地所有者の協力が比較的得られやすい中間的な規制を有する新規制度が必要です。

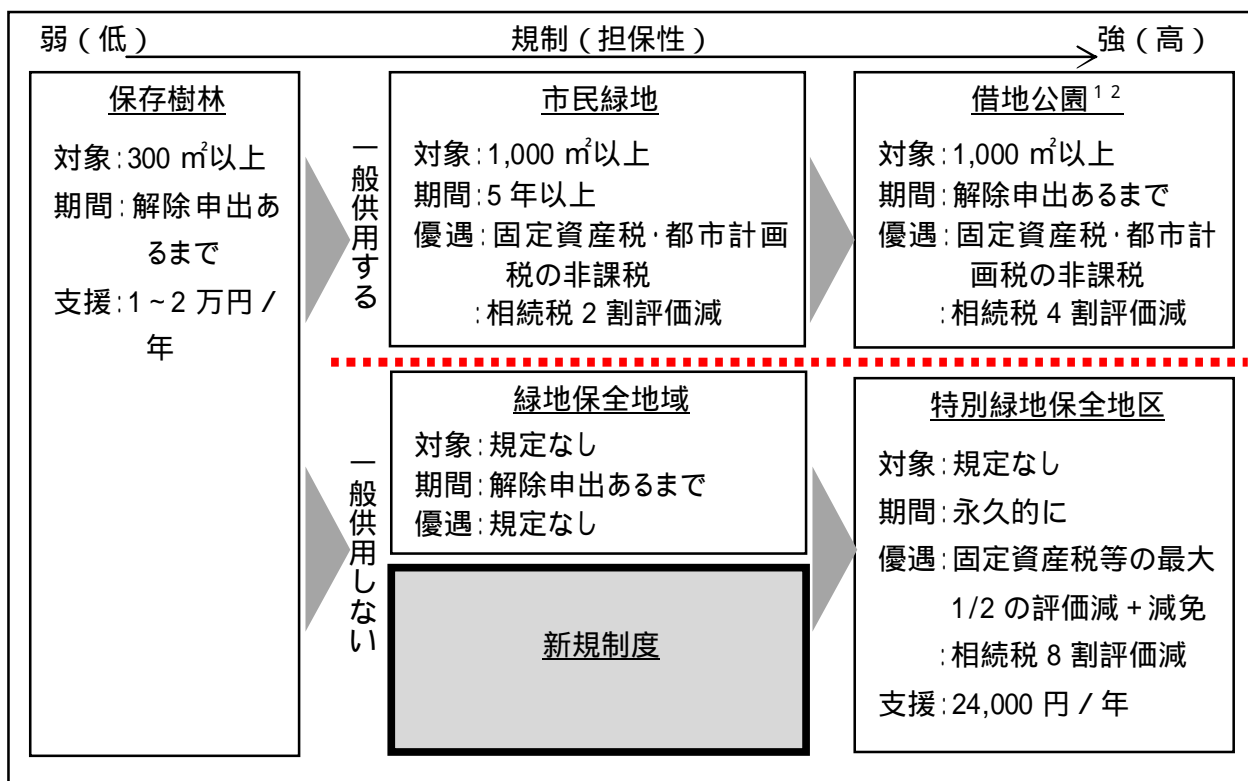


図-6 既存制度と新規制度によるステップアップ型の制度体系（案）

¹²借地公園 都市公園の整備について、公園管理者が土地所有者との貸借契約により土地物件に関わる権原を借り受けて開設する都市公園のこと。

新規制度の創設と既存制度の活用について

新規制度の規模要件や期間については、保存樹林や特別緑地保全地区など、既存制度とのバランスを考慮し制度設計することが必要です。規制については、土地所有者の協力を得られやすくするため届出制とすることが考えられます。建築行為、土地の形質の変更、樹木の伐採等緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為がその対象となりますが、届出を開発の免罪符とするのではなく、行政の指導により翻意を促すことが必要となります。土地利用の規制に対する土地所有者への税制優遇や支援制度については、メリハリをつけて検討すべきだと考えられます。

また、中間的な規制を有する既存の制度として緑地保全地域制度がありますが、優遇措置が充分でないため、活用されていない状況です。そのため、当該制度の活用に向け、国に対し制度の見直しを求めていくことが望まれます。

表-2 新規制度について(案)

制度	既存保存樹林	新規(仮称)保全緑地	既存特別緑地保全地区
要件	500m ² 以上 樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること	おおむね 1ha 以上 豊かな林相を有する樹林地、地域の水循環に有効な樹林地、又は周辺の風致及び景観の維持に必要である樹林地 上記の樹林地と一体となった草地、水面等	面積要件なし 遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切なもの 又は、神社、寺院等の建築物、遺跡等と一体となっているもの 又は、健全な生活環境を確保するために必要なもの
期間	解除申出あるまで	5 年以上	ほぼ永久
規制	保存義務 ・当該樹木の枯損の防止 その他その保存に努める	行為の届出 ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成など土地の形質の変更 ・樹木の伐採 ・水面の埋立て ・その他緑の保全に影響を及ぼすおそれのある行為	行為の禁止(許可が必要) ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓等 買入れ申出あり
罰則等	-	・指導	・50 万円以下の罰金 ・原状回復命令
税制優遇	-	・保存樹林と特別緑地保全地区の中間程度の優遇、支援	・固定資産税等 5 割評価減 + 減免 ・相続税 8 割評価減 ・土地譲渡所得の 2,000 万円控除
支援	・10,000 ~ 20,000 円 / 年		・24,000 円 / 年 0.1ha 以上の場合

(2) 民間活力の活用

開発事業者等による緑地保全は、取り組みに対するインセンティブが動機付けの一つとなります。開発と同時に緑地保全を図るこれからのまちづくりを念頭に、都市計画法等による諸制度の活用が考えられます。

都市再生特別地区制度¹³の活用

名古屋駅周辺・伏見・栄地域などの都市再生緊急整備地域内¹⁴で開発案件があった場合、開発事業者による市内の緑地や水辺空間、または歴史的建造物などの保全・活用を評価し、容積率を緩和することができます。この制度は、以前より運用されてきましたが、緑地保全に対する事業者側の提案事例がありません。提案の推奨には、開発事業者が取得する緑地の適正な維持管理や市民供用のための安全性確保の方法、行政が保有する緑地保全対象地の情報を開発事業者と共有することなどが、課題であると考えられます。例えば、長期未整備公園緑地内の民有緑地において事業者等が土地取得、散策路等整備、緑地の保全を図るのであれば、一般供用時に行政が協力・連携することが考えられます。今後は、行政から開発事業者へ情報提供を図り、長期未整備公園緑地の整備プログラムと連動しながら、取り組みを進めることが望まれます。

その他の制度の活用

開発許可基準等を満たせば、民有緑地は開発されてしまいます。しかし、開発許可基準や風致地区¹⁵の許可基準以上の面積・保存期間を開発事業者が担保した場合には、公共貢献(=緑地保全)に見合うインセンティブを開発事業者に与え、緑地保全の動機づけを図ることが考えられます。風致地区の特例(名古屋市では教育施設において45%以上の緑地を確保する代わりに高さ制限が緩和される)や地区計画¹⁶による特別緑地保全地区並みの行為規制と制限緩和、総合設計¹⁷制度など、周辺環境への配慮と緩和措置による総合的な土地利用誘導方策が考えられます。また、駅そば生活圏内で建物建て替えなどがあった場合、その周辺の緑地の保全と関連付け、容積率、高さ制限などを緩和する制度の検討も望まれます。

¹³ 都市再生特別地区制度 都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、既に都市計画として定められている用途地域等による制限に代わり、誘導すべき用途や容積率、高さ等の必要な事項を都市計画として定める制度のこと。

¹⁴ 都市再生緊急整備地域 都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で指定する地域のこと。

¹⁵ 風致地区 緑豊かで自然的環境に富む区域を、都市計画法に基づき指定した地区のこと。良好な風致を維持するため、建築物の建築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為に対し市長の許可が必要。

¹⁶ 地区計画 居住者等が主体となって、地区のまちづくりの目標を定め、目標を達成するために必要な公共施設の配置や建築物等に関する制限を具体的に定めるもの。

¹⁷ 総合設計 建築物の敷地に一定以上の広さの公開空地を設ける場合、容積率及び高さ制限が特定行政庁の許可の範囲内において緩和される制度のこと。緩和するためには、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、許可をすることが必要。

(3) 長期未整備公園緑地内の緑地保全

都市計画公園緑地の区域内は都市計画法により一定の建築制限がかかっていますが、開発を完全に制限するものではないため民有緑地が減少しています。また、現存する緑地については、土地所有者が維持管理できず機能や魅力が低下した状態になっているものが多く確認されます。樹林地主体の緑地ならではの機能（涼しさ、うるおい、やすらぎ、交流・活動の場など）を向上させ、広く市民に利活用してもらうためにも、早期の一般供用が望まれます。

整備プログラムの区域設定と着手時期の見直し

民有緑地を含む長期未整備公園緑地については、きめ細かな区域設定と着手時期の見直し等により、事業着手までの緑地保全を図ることが必要です。

事業着手第2期以降（平成30年以降に事業着手予定）の区域において、樹林地に近接した住宅密集区域は着手時期を遅らせ、樹林地のエリアは着手時期を早め、きめ細かな区域設定により緑地保全を図ることが考えられます。ただし、事業着手時期を遅らせる住宅密集区域については、事業着手までの住宅の更なる新規立地・密集の抑制と、事業着手までの期間のインフラ等確保が課題となります。

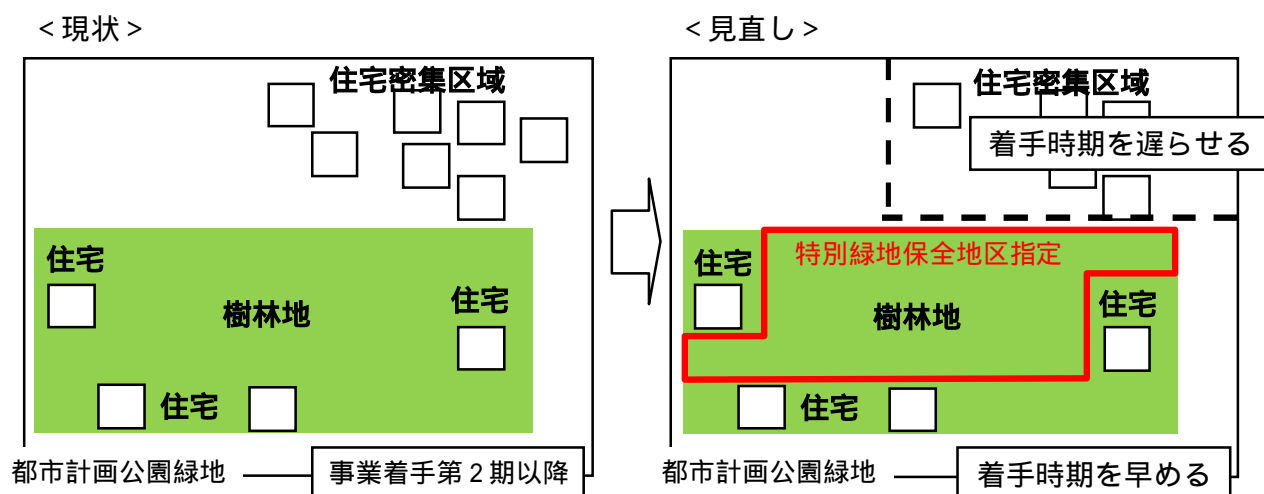


図-7 区域設定・着手時期の見直しと地域制緑地制度の展開のイメージ

また、オアシスの森づくり事業¹⁸の契約区域など土地所有者の理解・協力が得られる場合には、特別緑地保全地区に重複して指定するなど、相続時の担保性向上を図ることが有効だと考えられます。更に、都市計画公園緑地の区域内には、都市開発資金等により行政が先行取得した土地が点在しています。これらを土地交換等により樹林地内に集約し、まとまった緑地として保全を図ることも考えられます。

¹⁸ オアシスの森づくり事業 都市計画公園緑地内の民有樹林地において、土地所有者と名古屋市が借地契約（5年ごとに更新）を結び、無償で土地を借り受け、散策路整備等により市民開放する事業のこと。

居住者等による緑地保全

事業着手まで時間を要する民有緑地においては、新規居住者が住宅を建築することにより、緑地の分断や細分化の発生が懸念されます。そのような場所では、既居住者の協力を得て、緑地保全を図ることも考えられます。例えば、都市計画公園緑地内に居住できる区域を設定する一方、一定期間の居住に対しそれに相応する緑地を居住者が保全することが考えられます。制度設計にあたっては、居住区域を既存の自然環境に影響を与えない範囲に限定すること、居住面積は緑地面積に比べて小規模にすること等が必要と考えられます。また、緑地保全の観点から適切な居住期間の設定が必要です。

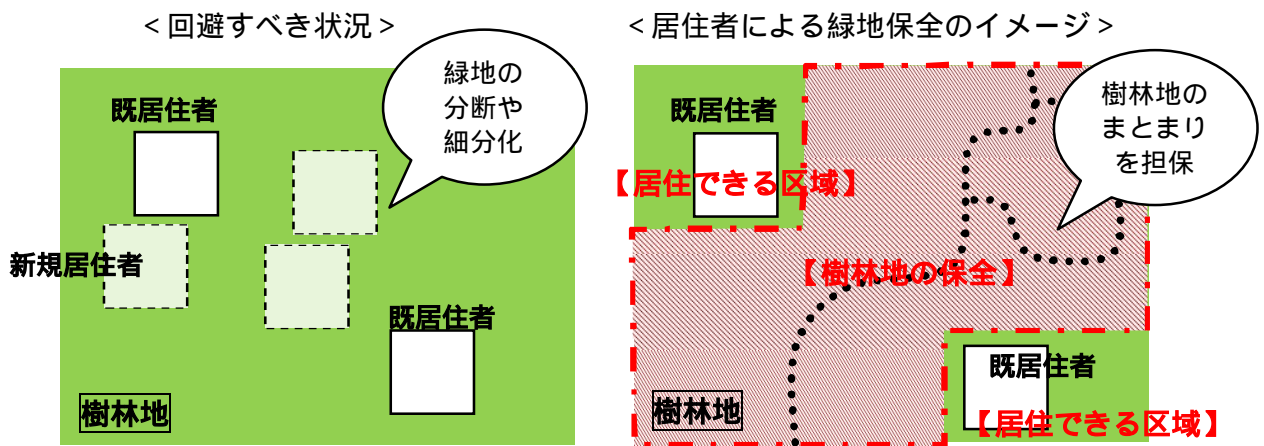


図-8 居住者等による緑地保全のイメージ



都市計画公園緑地内の荒れた緑地の既居住者による魅力向上のイメージ

基本方針2に基づく緑地保全施策

多くの関係者がみどりの存在に気づき、体験によりみどりへの理解を深め、緑地保全活動に協力するには、みどりに関わる仕組みの充実が必要です。

(1)「みどり」に気づく機会の充実

伝えたい相手と内容に応じて、情報提供の工夫が必要です。

なごやのみどり散策マップ(仮称)の公開

「みどり」に関心のない人が「みどりの価値」に気づくきっかけとするため、名所・史跡等と「みどり」を地図上でまとめ、公開することが考えられます。公共交通機関の駅等を起終点とした散策マップとすれば、ウォーキングイベントなど参加型イベントを通じて多くの人に利用してもらえることが期待できます。コース設定にあたっては、英国発祥のフットパス¹⁹の概念を取り入れ、民有緑地をコースに取り入れることも考えられます。



史跡等と一体となったみどりのイメージ

新たな指標と保全配慮地区の指定

民有緑地の保全状況を示す新たな指標として「担保された民有緑地面積」を設けることにより、みどりの保全状況を様々な関係者に数値で伝えていくことが必要です。そしてこの指標は、緑の基本計画に新たな指標として位置づけることが望まれます。

また開発事業者や緑地部門以外の行政関係者が「みどり」に気づくことができるよう、行政計画で意志表示することが必要です。例えば「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区(保全配慮地区)」を緑の基本計画に定めることが考えられます。

「保全配慮地区」の設定により、個々の緑地に対応する緑地保全施策の展開や都市計画との連携、民有緑地の寄附申し出が促進されることが考えられます。

¹⁹フットパス 英国におけるフットパス整備は、人々の生活を通して自然発生した小径(こみち)を、たとえそれが私有地の中であっても、一定のルールのもとに、通行する権利を獲得しようという運動を始まりとしている。

(2)「みどり」の体験の充実

イベントや教育の場等での体験を通じて「みどり」への理解を深めることが必要です。

体験内容の充実

公園管理者や緑地保全活動団体の協力による体験型イベント開催の継続・充実が必要です。例えば、竹材を用いたアートイベントなどを通じて、緑地保全の問題となっている侵入竹の除伐を行い、アートを楽しみながら緑地保全活動を体験することが考えられます。

また将来を担う子供たちが「みどり」に親しむことができるよう、小中学校など教育の場での「みどり」の体験の充実が必要です。



緑地に侵入する竹の問題を楽しみながら学ぶアートイベントの事例
出典：バンブーインスタレーション in
おおくさ 2012 ホームページ



子供たちが「みどり」に親しむ
体験充実のイメージ

イベントの企画・運営者の充実

公園管理者等に加え、新たに緑地周辺の市民、市内大学生、プレイリーダー²⁰など多様な主体がイベントを企画・運営する側となり、公園利用者と一緒に楽しみながらイベントを開催し、「みどり」の体験を促進することが期待されます。例えば、名古屋市公園経営基本方針に基づき検討が進められている「(仮称)公園キャスト²¹」が挙げられます。また、町内会などの地縁団体は、多様な主体と地域の橋渡し役となり、長い目で「みどり」を育て・守る役割が期待されます。

²⁰ プレイリーダー 子供の目線に立ち、遊びを見守り、子供がけがをしたり困ったりしたときに、対応する人。

²¹ (仮称)公園キャスト 公園サービスを受益する「ゲスト」と「公園管理者」の間で、様々な活動プログラムの企画や実施を担いながら、ゲストと一緒に公園利用を楽しむ人々のこと。

(3) 緑地保全の協働体制の促進

名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)を契機に、「里山」が一般化しました。緑地保全活動に対し興味を持つ隠れた市民・事業者等は多いと考えられます。そのような市民、事業者を発掘し、緑地保全の協働体制を拡充していくことが必要です。

事業者等への働きかけ

事業者、大学のサークル、市民グループ等、新たな主体による緑地保全活動を誘導することが考えられます。特に事業者は、CSR活動や福利厚生活動の一環として、緑地保全活動に関心を持っていると考えられます。緑地保全活動への動機づけの一つとして、名古屋市の地球温暖化対策や省エネに関する諸制度(地球温暖化対策計画書制度、エコ事業所認定制度等)の活用によるインセンティブ(事業者の取扱いPRやロゴマークの使用、入札・契約制度の優遇措置)を周知し、事業者等へ働きかけることが考えられます。



図-9 エコ事業所認定制度のイメージ

エコ事業所認定によりロゴマーク使用や名古屋市の入札・契約制度の優遇措置が与えられる

協働体制の充実

東部丘陵地の都市公園や戸田川緑地において、緑のパートナー²²、活動承認団体²³による緑地保全活動が実施されています。これまで、名古屋市は緑地保全活動のリーダー格の人材育成を通じて活動団体の支援に取り組んできましたが、今後は、高齢化が進む活動団体の活動継続のために、新たな人材獲得と活動理念の継承、新たな技術習得の機会創出など、活動団体のニーズに応じたサポートが必要です。

また、都市公園内であれば、行政と活動団体が目標を共有し、維持管理計画の策定、周知、フォローアップを共に行うことが必要です。「なごやの森づくりガイドライン(案)²⁴」に基づく個別緑地の維持管理計画の策定により、行政と活動団体が目標を共有し、緑地保全活動を継続的なものとしていくことが必要です。

²² 緑のパートナー 市と活動に関する協定を締結し、自主的な企画立案と一定の責任分担により、総合的な管理運営を行うことができる団体のこと。

²³ 活動承認団体 幅広く市民や事業者が参加して、団体の自主的な企画立案により、主に森林の育成管理、環境教育・学習・普及啓発等の活動を行う団体のこと。

²⁴ なごやの森づくりガイドライン(案) 森づくりの活動団体等と名古屋市が「なごやの森」のあり方を共に考え、活動団体の自主性と行政の公益性を互いに尊重しながら協働で森づくりを進めていく際の指針とするため、具体的な森づくり方針や作業内容などを示したもの。

基本方針3に基づく緑地保全施策

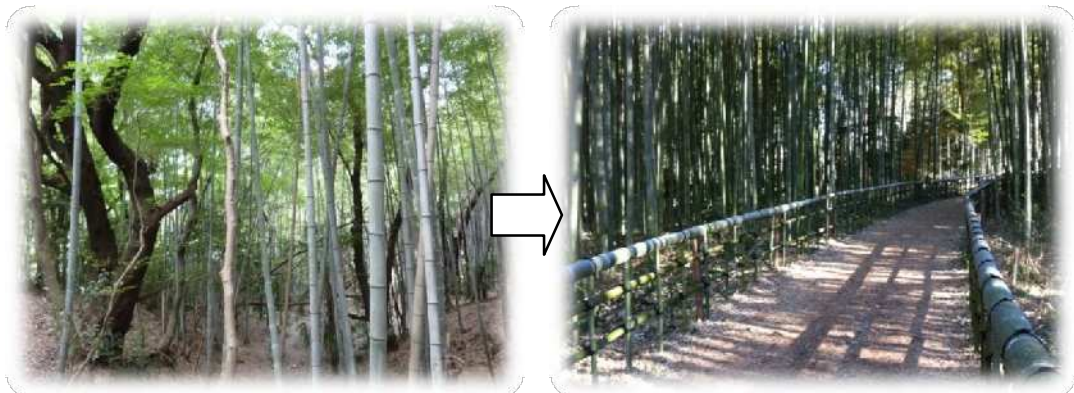
寄附等の仕組みや緑地保全活動団体への支援の仕組みを構築し財源確保を図るとともに、市独自の財源確保のための制度検討が必要です。

(1) 寄附等の仕組みの構築

市民・事業者等が、身近な緑地の保全に協力したいと思った時に、その受け皿となる制度が必要です。

ふるさと寄附金モデルメニューの展開

名古屋市では、寄附を活用したまちづくりを推進するため、様々なモデルメニューで寄附を呼びかけています。緑地保全に関するモデルメニューも用意し、市民や事業者等へ積極的に働きかけることが有効だと考えられます。モデルメニューは、「何に使われ、どのように緑地保全に役立つか」が寄附者にとって理解しやすい内容であることが必要です。例えば、竹林の拡大はみどりの魅力を低下させるため、寄附金を財源とした竹林管理をモデルメニューとしてPRすることが考えられます。



竹林を適正に管理し、魅力的なみどりとして保全している事例

協力金制度等の検討

開発事業者等は、一定規模以上の開発時に、開発基準に沿って道路、公園、広場その他の公共用地を適切な規模・構造で配置することが義務づけられています。一方、将来的に人口集中が予測されにくい地域（駅そば生活圏外等）において既に公園が充足していれば、開発区域外の緑地の保全へ協力を求めることが有効な場合も想定されます。

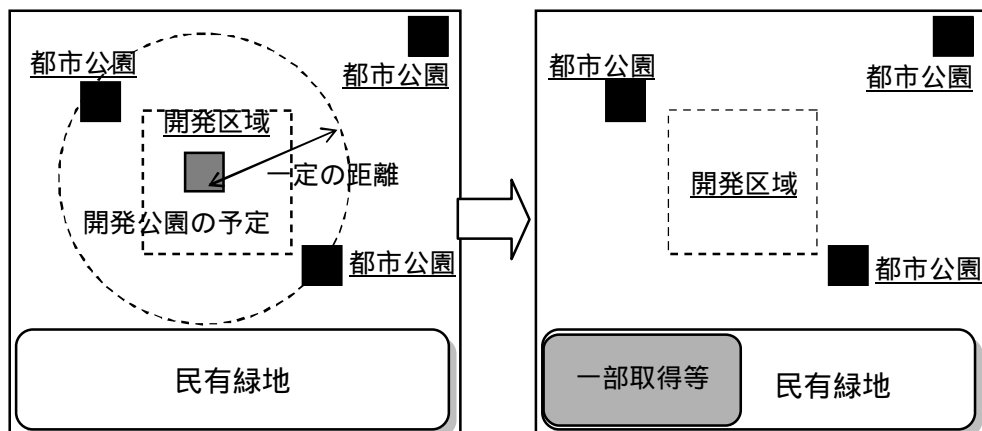


図-10 協力金制度のイメージ

また、都市機能の集約を目指す地域（駅そば生活圏）であっても、都市公園の充足に加え道路等の公共空間が既に充足していれば、開発区域外の緑地保全への協力を求めることが妥当な場合もあり得ます。

都市計画法や土地区画整理法等の関係法令の趣旨を十分に踏まえながら、公園確保以外の方法による環境保全への協力を求める制度の検討が考えられます。

緑地の寄附申し出制度の検討

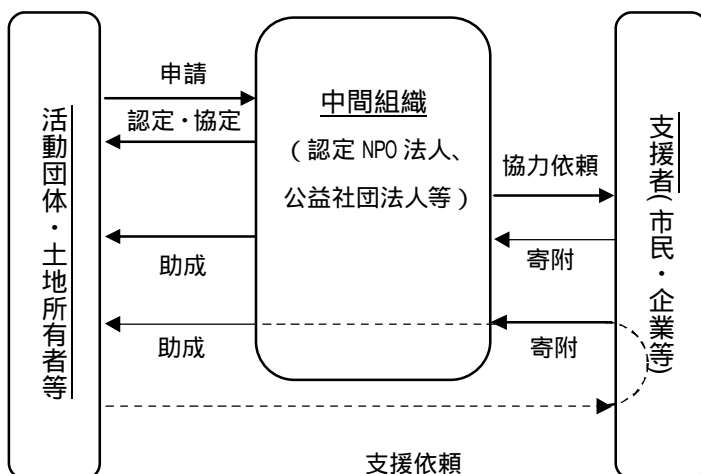
民有緑地の所有者が、相続時や所有の負担軽減のため行政に土地の寄附を申し出るケースが想定されます。寄附者から行政へ申し出がスムーズに進むよう、寄附申し出制度の検討が必要です。制度検討にあたっては、将来に渡り行政が保全し続けるべき緑地であるかどうかの判断が必要であり、緑地の規模や配置の点から一定の基準を設定した上で寄附を受け入れ、多くの緑地が保全されることが望まれます。また、行政に寄附窓口を設けるなど、寄附の申し出を支援する仕組みが必要です。

(2) 中間組織等による緑地保全の仕組みの構築

緑地保全活動団体の活動継続や土地所有者の維持管理の負担軽減のために、中間組織等による支援の仕組みが考えられます。

市民・企業等による活動団体等への支援

市民・企業等が活動団体・土地所有者等への支援の意向を持っていることが考えられます。その際、認定NPO法人や公益社団法人等の中間組織が、市民・企業等と活動団体・土地所有者等の仲立ちをすることで、支援者の寄附金が税制上優遇され、活動団体等への支援が活発になることが期待されます。行政は、NPO法人等の立ち上げに対する支援や、活動団体の活動を評価し市民・企業等に対し効果的に広報・PRする役割が求められます。このような役割分担により、活動団体と支援者を結びつける仕組みの構築が望まれます。



「中間組織」が「活動団体」を認定、「中間組織」と「土地所有者」が協定を結ぶ。

「中間組織」は、企業等法人・市民に「支援者」として協力依頼する。「支援者」は、「中間組織」に対し寄附し、「中間組織」は「活動団体」「土地所有者」へ助成する。

「活動団体」は、企業等法人・市民に直接支援依頼を行い、「支援者」は「中間組織」を通じて、「活動団体」に助成する場合も想定できる。

「支援者」からの寄附金は、税制優遇（寄附金控除）の対象となる。

図-11 市民・企業等から活動団体等への支援のイメージ

市民・公園利用者による活動団体等への支援

公園利用者等が、緑地の発生材²⁵の加工品を購入することにより、指定管理者等の緑地保全活動を支援する仕組みが考えられます。

指定管理者は、公園管理の一環として樹林地等の維持管理を行います。指定管理者が活動団体等と連携し、維持管理による発生材（木竹などの無価物）を加工することで付加価値をつけ、薪、クラフト、炭、堆肥、木チップなどとして、広く市民や公園利用者に販売することが想定されます。発生材及び加工品の販売による収入は指定管理者へ帰属しますが、指定管理者はその収入を活用して公園内の樹林地等の維持管理頻度の向上を図るとともに、イベント開催等により公園利用者へ還元し、みどりの魅力向上につなげます。

発生材の活用やみどりの魅力向上について、民間の柔軟な発想を活かすことができる、新たな仕組みの構築が望まれます。

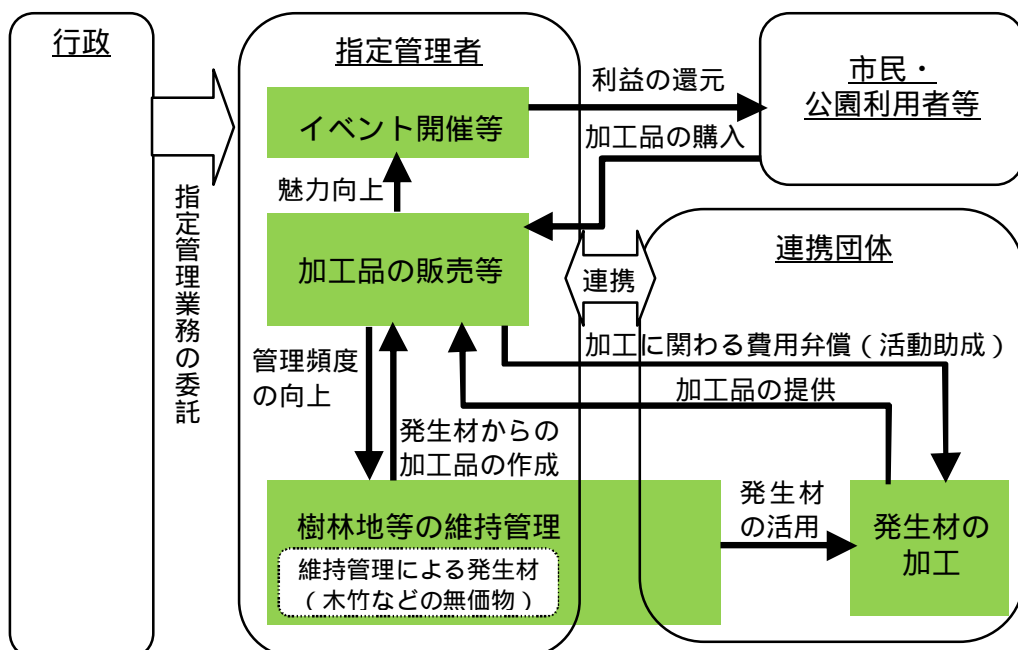


図-12 市民・公園利用者による活動団体等への支援のイメージ

²⁵ 発生材 本答申では、樹林地等の維持管理作業において通常処分対象となる、落ち葉、落枝、枯損木、間伐した樹木などの無価物をいう。

(3) 緑地保全基金特別会計の検討

緑地を良好な状況で保全するには、継続的な維持管理作業が必要です。一方、寄附や協力金等は、年度毎にその金額にバラツキが生じることが想定されます。寄附や協力金等による歳入を均して経常的に予算執行するためには、行政の通常の予算執行体制（単年度決算）とは独立した緑地保全のための予算執行制度が必要です。

将来に渡って保全すべき緑地の中には、行政による用地取得が必要なケースも想定されます。用地取得の財源であれば地方債の起債対象になり得ますし、かつ対象が明確であれば住民参加型市場公募地方債（ミニ公募債）²⁶等の手法による資金調達が有効だと考えられます。また、特別緑地保全地区の用地取得に対しては国からの補助（取得費の3分の1）を活用できるため、ミニ公募債と合わせることで、貴重な緑地の保全が促進されることが期待されます。

表-3 緑地保全基金特別会計のイメージ

	歳入	歳出
用地取得関係	国費補助 ・用地費の3分の1 ・工事費の2分の1 地方債等（ミニ公募債） 寄附金等 ・企業協力金 ・市民寄附金	緑地保全取得費 ・用地費 ・工事費
維持管理関係	寄附金等 ・企業協力金 ・市民寄附金	緑地保全維持費 ・委託費 ・工事費 ・助成金

毎年度の歳入と歳出の差額は翌年度に繰り越す

²⁶住民参加型市場公募地方債 資金の使い途を明らかにし、多くの場合、地域住民等に購入者を限定して公募する地方債のこと。購入することで身近な地域の発展を実感できるというメリットがある。

ミニ公募債による緑地保全の財源確保

緑地の保全は、現世代のみならず将来世代にも機能・効果が及ぶものであり、その負担のあり方として、地方債による将来世代からの負担も、資金調達的手法として考えることができます。地方債の発行にあたっては、ミニ公募債として、広く PR することで、緑地保全に対する意識醸成を図ることも期待されます。

「オオバンあびこ市民債」を発行します

【購入方法】 【「オオバンあびこ市民債」の概要】 【応募方法】 【応募・購入にあたってのお願い】

この度、我孫子市では平成16年11月26日（木）に住民参加型ミニ市場公募債「オオバンあびこ市民債」を発行します。住民参加型ミニ市場公募債とは、資金の使い道を明らかにして公募し、市民の皆さんにまちづくりへ参加していただくもので、地方債の新たな資金調達手段として全道69の市町で発行されています。

今回、提供していただく資金は「資料搬出」を保全していくためです。何度が埋め立ての危機に遭う可能性があります。

■購入方法

「オオバンあびこ市民債」パンフレットが、または官製はがきされた方は取扱金融機関である千

■「オオバンあびこ市民債」

発行 者 我孫子市
発行 総 額 2億



図-13 ミニ公募債により緑地保全された事例

出典：我孫子市ホームページ

目的税による緑地保全の財源確保

愛知県内では、平成21年度より「あいち森と緑づくり税」（個人は県民税均等割額に年額500円を加算、法人は法人県民税均等割額の5%相当額を加算）を財源とする「あいち森と緑づくり事業」により、森林、里山林、都市の緑の整備・保全が取り組まれています。名古屋市でも特別緑地保全地区等の民有緑地を中心に、枯損木の伐採等に取り組んでいます。「あいち森と緑づくり税」は、期間を定めて課税しているため、県税の動向を見ながら、緑地保全を目的とした県税・市税のあり方等について、長期的な課題として検討することが必要です。

第4章 施策の実施に向けて

「みどりの魅力を伝え、みんなで緑地を守り育てる」ために、いつ、どのように新たな緑地保全施策を展開していくべきか提言します。

(1) 短期的に取り組むことが望まれる施策

様々な関係者の緑地保全意識の醸成が重要です。緑地保全に関心の低い人々に「みどりの価値」に気づいてもらい、その機能を理解してもらうことが必要です。

「なごやのみどり散策マップ(仮称)」や「ふるさと寄附金モデルメニュー」

「なごやのみどり散策マップ(仮称)」を活用して、市民が身近な緑地に気づき、地域の自然環境への関心を高めることが期待されます。また企業等法人は、事業所周辺の緑地の存在や緑地保全の活動を知り、地域貢献活動の一環として緑地保全活動団体等への人的協力などの活動支援により緑地保全に関わってもらうことが期待されます。また、市民や企業等法人には、緑地保全への理解を深めてもらうことで、「ふるさと寄附金モデルメニュー」に寄附者として参加してもらうことが期待されます。

民間活力の活用

リニア中央新幹線の開業に向けて、都市再生緊急整備地域を中心に都市の再生が加速することが予測されます。都市再生の活力を緑地保全に活かすためには、都市再生特別地区制度など既存制度の運用体制を整えることが必要です。行政は、都市計画・まちづくり部門と緑地部門が連携して民有緑地の保全に民間活力を導入するために、情報共有体制の構築等が必要です。また開発事業者等には、みどりがまちの魅力向上につながり企業等法人の企業価値の向上にもつながることを認識してもらい、積極的に制度を活用してもらうことが望まれます。

緑地保全の新たな指標と緑の基本計画への位置づけ

行政は、緑地の保全状況を把握できる指標について定期的に公表し、様々な関係者の意識醸成を図っていくことが必要です。民有緑地の保全状況を正確に把握できる新たな指標として、担保された民有緑地面積を把握していくことが必要です。

また多くの緑地が現存する東部丘陵地を「保全配慮地区」に位置づけ、保全対象となる個々の緑地に対して緑地保全実施計画を策定し、緑の基本計画の見直し・公表を通じて、行政の意思表示と取り組みの推進が必要です。

(2) 中長期的に取り組むことが望まれる施策

まちづくりの観点から、みんなで緑地を守り育て、まちの魅力を高めていくための取り組みが必要です。また、緑地の保全は、現世代のみならず将来世代にも機能・効果が及ぶものであり、将来世代の人材育成や都市計画としての緑地保全のあり方などについて、長期的な課題として検討することが必要です。

今後のまちづくりのための制度充実

空間的に余裕がありみどり豊かな生活環境に対し、市民等の需要は将来的にも想定されます。まちづくりの中で、駅そば圏外の緑地保全を図ることや駅そば生活圏内と圏外を関連づけて緑地保全を図ることが必要です。

開発事業者等の企業等法人には、駅そば生活圏外のみどりの魅力を最大限に活かし、付加価値のある住宅を積極的に居住者等に提供することが期待されます。

行政には、企業等法人による緑地保全に対しインセンティブを検討するなど、こうした企業等法人の取り組みを誘導することが望まれます。また、都市機能の集約（コンパクト化）の流れに沿って、駅そば生活圏内の建物建て替えと、駅そば生活圏外の緑地保全を関連づけるなど、新たな制度の検討が望まれます。

緑地保全に関わる担い手の拡充とまちづくり活動への展開

市民や企業等法人には、「みどりに気づき・体験する」から一步進んだ「みどりの利活用に関する企画・運営者」としての役割が期待されます。一方、認定NPO法人や公益社団法人等には、中間組織して民間の柔軟な発想を活かした緑地保全活動の支援が期待されます。行政には、NPO法人等の立ち上げ支援等の役割が望まれます。

緑地保全の取り組みをまちの魅力向上につなげていくためには、長い年月と将来世代の人材育成が重要です。将来を担う子供たちには、緑地保全との関わりが特別なものではなく、暮らしの中のごくありふれた行為となることが望まれます。子供たちが「みどり」に親しむことができるよう、教育機関と行政が連携して、教育の場で「みどり」に気づき「みどり」を体験できるような機会の充実を望みます。

長期的には、町内会などの地縁団体も、みどりの利活用や緑地保全の担い手として活躍し、緑地保全による「自然の恵み」を地域社会が受益し、緑地保全活動がまちづくり活動に展開していくことが期待されます。

都市計画公園緑地内の緑地保全

都市計画公園緑地内の緑地保全に関しては、新たな時代に対応した公園緑地のあり方をどう捉えるかに大きく影響されると考えられます。本答申においては、樹林地主体の緑地ならでの機能（涼しさ、うるおい、やすらぎ、交流・活動の場）が、レクリエーション機能や防災機能と同様に重要であり、維持管理できず荒れ果てた状態になっている緑地については、適切に保全することによりみどりの魅力を高め、早期に市民供用することが必要だと考えました。都市の骨格をなす都市計画公園緑地について、緑地保全の観点を重視した長期未整備公園緑地の整備プログラムの見直しと事業手法の検討、協働体制の充実が望まれます。

表-4 新たな緑地保全施策と担い手の役割

施策	担い手	市民等		
		市民	活動団体等	土地所有者
(仮称)みどりマップの公開	みどりの存在に気づく	みどりマップを活用する	敷地をコースの一部として提供する	
ふるさと寄附金モデルメニューの展開	寄附に協力する	-	-	
民間活力の導入(都市再生特別地区制度)	-	-	-	
更なる民間活力導入の検討	居住環境等として緑豊かな環境を志向する	-	-	
みどりの利活用に関する企画・運営者の充実	公園キャストとして企画・運営に参画する	イベントの企画・開催を継続する	-	
中間組織等による緑地保全活動の支援	活動団体・土地所有者等を支援する	認定を受け活動の支援を受ける	協定等を結び維持管理支援を受ける	
	-	中間組織を立ち上げる	-	
みどりの体験の充実と将来世代の人材育成	イベントに参加する	イベントの企画・開催を継続する	-	
長期未整備公園緑地内の緑地保全	-	-	事業着手時期の見直しについて理解・協力する	
緑地保全の協働体制の充実	-	緑地保全の目標を行政と共有し、活動を継続する	-	

企業等法人		教育機関	行政	
企業等法人	開発事業者		緑地部門	他部門
みどりの存在に気づく	-	みどりマップを活用する	みどりマップを公開する	史跡等情報をマップに掲載する
寄附に協力する	-	-	寄附により竹林管理する 寄附を呼びかける	-
CSRの一環として市内の緑地保全に理解を示す	増床等インセンティブを得る公共貢献として検討する	-	保全対象となる緑地についての情報を提供する	都市再生特別地区制度を運用する
-	まちづくりの中で緑地保全を図る	-	緑地保全について開発指導担当部門と連携する	周辺環境に配慮した総合的な土地利用誘導施策を図る
公園キャストとして企画・運営に参画する	-	公園キャストとして企画・運営に参画する(大学生等)	イベントの企画・開催を継続する	イベントの企画・開催を継続する
活動団体・土地所有者等を支援する	-	-	活動団体の活動をPRする	-
中間組織を立ち上げる	-	-	中間組織の立ち上げを支援する	中間組織の立ち上げを支援する
-	-	体験を通して子供達に「みどりの魅力」を伝える	イベントの企画・開催を継続する	イベントの企画・開催を継続する
-	-	-	区域設定と着手時期を見直す	都市計画としての緑地保全のあり方を検討する
-	-	-	緑地保全の目標を活動団体と共有し、フォローアップする	-

おわりに

本答申は、「みどりの魅力を伝え、みんなで緑地を守り育てる」を基本的な考え方に掲げ、これからの名古屋市のまちづくりにおける、緑地保全のあり方について、「地域の状況に応じてきめ細かく対応できるよう緑地保全制度を充実する」、「様々な担い手の緑地保全意識を醸成しみどりを育てる」、「多様な手法により緑地保全制度を支援する」という3つの基本方針に基づいて提言を行いました。具体的には、第1章でこれからの緑地保全のあり方を掲げ、第2章で基本方針を示し、第3章で新たな緑地保全施策の展開について示しました。

現在、社会の情勢は戦後の成長の時代から成熟の時代を迎えています。みどりは都市の魅力を大いに向上させるものであることから、みどりの魅力を市民が実感することが必要であり、そのためには、緑地を市民の身近なものとしなければなりません。緑地は、維持管理されることで良好に保たれるため、行政だけでなく、市民、事業者等多様な担い手が維持管理や緑のまちづくりに参画することが求められます。

今後は、これまで名古屋市に残された貴重な緑地を将来のまちづくりに向けてどのように活かしていくのか、どのように市民に緑地の魅力を感じてもらい、市民とともに緑地を守り育てていくのかを考えていくべきです。そして、本答申において示した基本方針と施策を具体化し、市民・事業者等へ周知を図ると共に、理解・協力を求めながら、名古屋市における新たな緑地保全施策が展開されることを望みます。

緑地保全施策検討部会における審議経過

- ◆ 平成26年1月27日(月) 第1回緑地保全施策検討部会
・緑地保全を取り巻く現状について
- ◆ 平成26年3月19日(水) 第2回緑地保全施策検討部会
・検討事項の整理と進め方について
- ◆ 平成26年6月2日(月) 第3回緑地保全施策検討部会
・基本的な考え方及び方針について
- ◆ 平成26年10月22日(水) 第4回緑地保全施策検討部会
・緑地保全施策について
- ◆ 平成26年12月10日(水) 第5回緑地保全施策検討部会
・緑地保全施策について
- ◆ 平成27年3月17日(火) 第6回緑地保全施策検討部会
・答申(案)について

名古屋市緑の審議会選任委員(平成25年12月~平成27年6月)

会 長	奥野 信宏	
部会長	横張 真	
委 員	池邊 このみ	広田 奈津子(～H26.3)
	飯尾 歩(～H26.3)	藤原 宣夫(専門委員)
	大野 嵩明(H26.4～)	堀江 典子
	大西 一夫(～H26.3)	堀田 守
	岡本 明子	増田 理子
	尾田 榮章(～H26.3)	眞弓 浩二(専門委員)
	風間 一(H26.4～)	町田 誠
	亀山 章(～H26.3)	丸山 宏(～H26.3)
	九鬼 良孝(H26.4～)	向井 清史
	後藤 澄江	村山 顕人
	柴 由花(専門委員)	森 徹(専門委員)
	新海 洋子	百瀬 則子
	半田 真理子(～H26.2)	山田 宏之

(50音順、敬称略)

緑地保全施策検討部会構成委員

< 資料編 >

答申をまとめる上での基礎的なデータなどを、資料編として以下にまとめる。

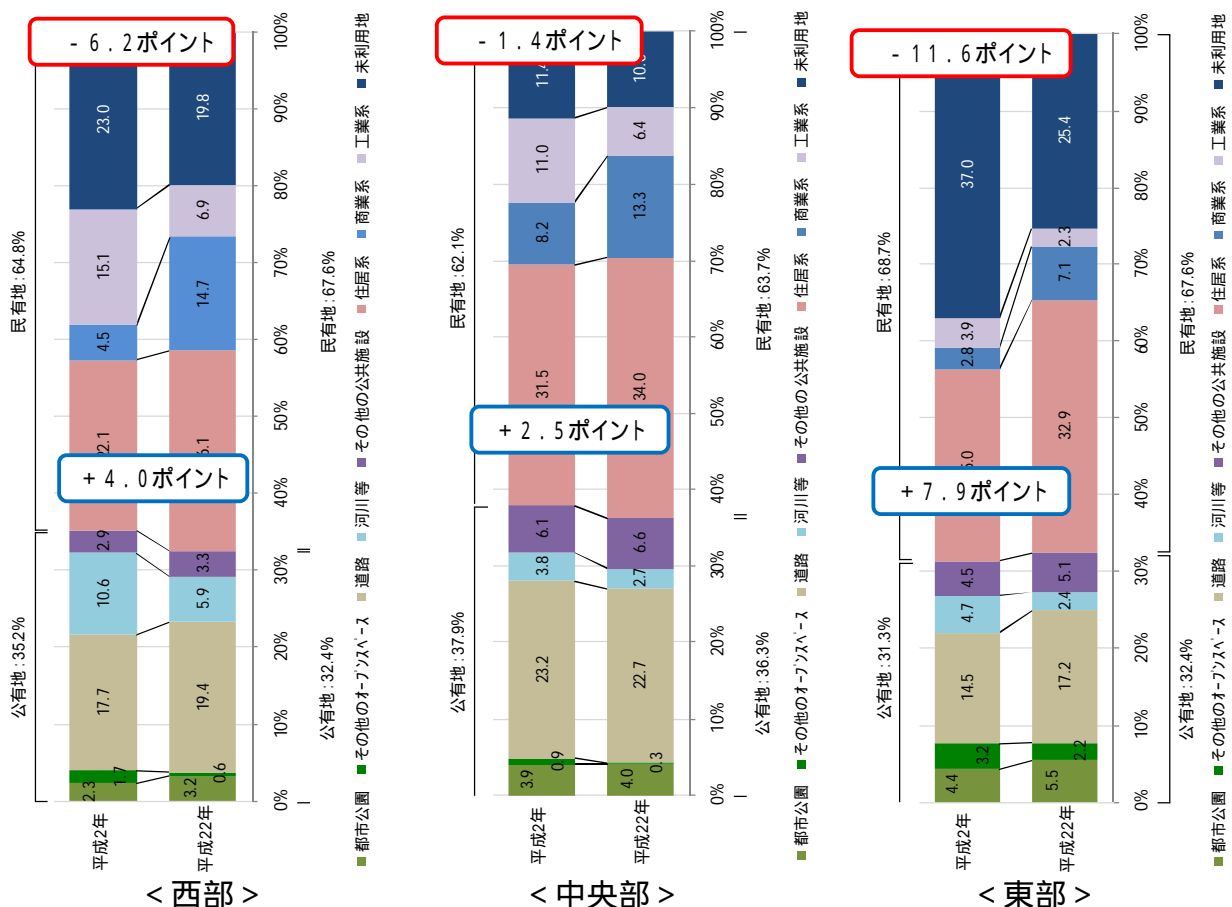
1 名古屋市の土地利用と緑被地

(1) 土地利用の推移

- ・ 民有地では未利用地の減少と住居系土地利用の増加が顕著であり、これらは土地区画整理事業による農地や樹林地、草地の宅地化によるものと考えられる。
- ・ 特に東部地域での住宅系土地利用の増加と、未利用地の減少が大きい。

土地利用の推移（平成2年 平成22年）

		平成2年	平成22年	増減
全体		32,636.95ha(100.0%)	32,643.00ha(100.0%)	6.05ha
	公有地	11,153.41ha(34.3%)	10,844.14ha(33.2%)	309.27ha
	民有地	21,483.54ha(65.8%)	21,798.86ha(66.8%)	315.86ha
公有地	都市公園	1,134.79ha	1,399.20ha	264.41ha
	その他オープンスペース	696.69ha	396.47ha	300.22ha
	道路	5,721.20ha	6,258.30ha	537.10ha
	河川等	1,901.56ha	1,264.77ha	636.79ha
	その他公共施設	1,699.17ha	1,525.40ha	173.77ha
民有地	住居系	8,225.29ha	9,929.37ha	1,704.08ha
	商業系	1,488.30ha	3,707.39ha	2,219.09ha
	工業系	3,188.18ha	1,612.16ha	1,576.02ha
	未利用地	8,581.77ha	6,549.94ha	2,031.83ha



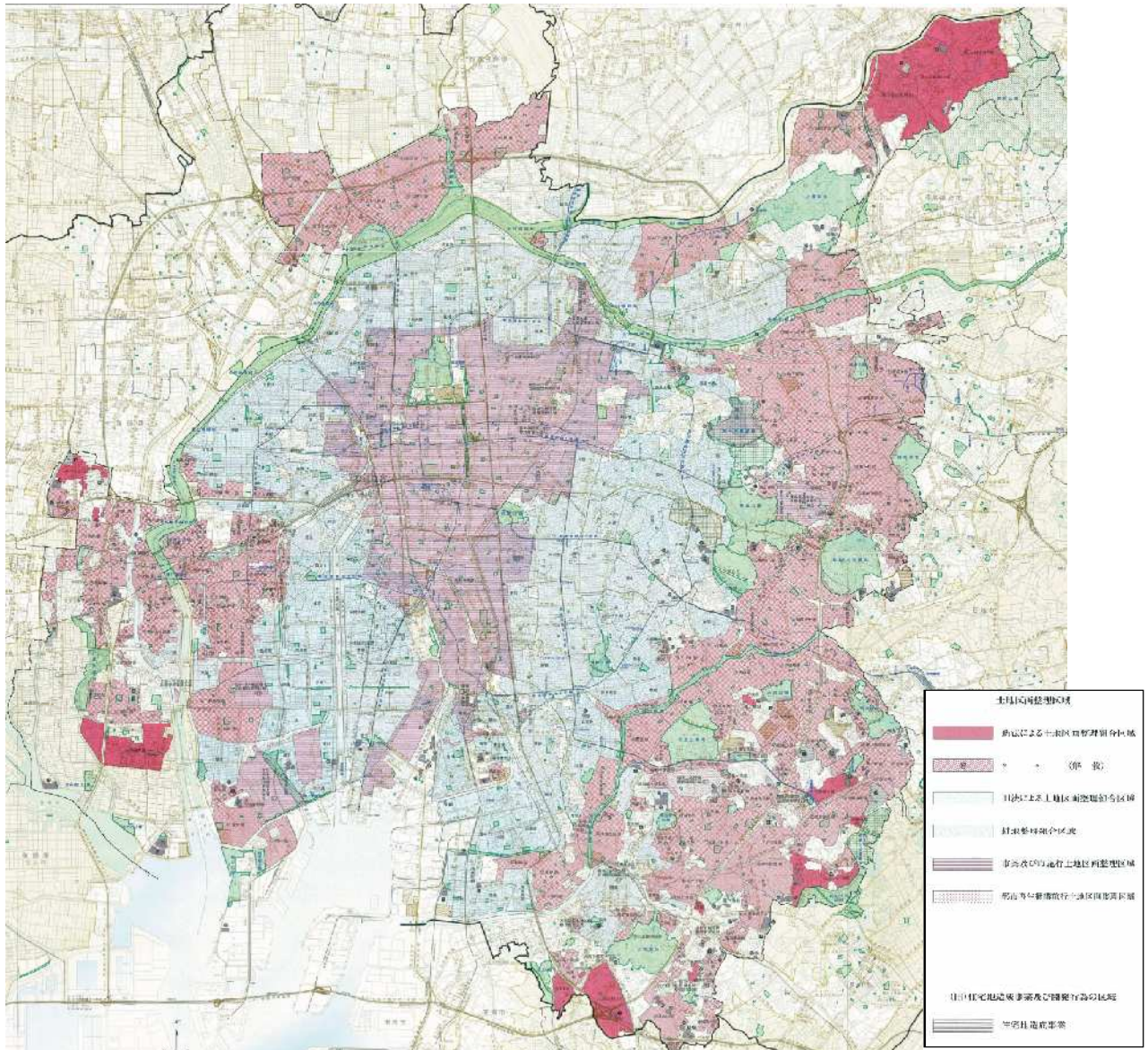
地域別の土地利用の推移（平成2年 平成22年）

(2) 土地区画整理事業

：市街化区域での土地区画整理事業の面積

公共	4,154ha	耕地整理組合	3,850ha
旧法組合	5,180ha	新法組合	8,942ha

- 名古屋市では、戦前から耕地整理法の準用、旧都市計画法の運用により、土地区画整理事業が実施されてきたとともに、戦災復興を目的に戦災復興土地区画整理事業が中心部で施行され、都市基盤が形成された。
- 戦後は、西部地域や東部丘陵地等を中心に、組合区画整理事業が盛んに行われ、約22,000haと市街化区域の概ね3/4が土地区画整理事業により整備され、現在も区画整理が続けられている。



名古屋市における土地区画整理事業の実施状況（平成21年3月）

(3) 土地利用と緑被地の現状

- ・市域面積に対し、約 1 / 3 が公有地、約 2 / 3 が私有地となっている。
- ・緑被地面積に対し、約 1 / 3 が公有地、約 2 / 3 が私有地となっている。
- ・緑被地面積に対し、約 1 / 2 が樹林地となっている。
- ・樹林地面積に対し、約 1 / 3 が公有地、約 2 / 3 が私有地となっている。

土地利用と緑被地の現状（平成 22 年）

		面積	緑被地面積	市域面積に対する緑被率
全体		32,643.00ha(100.0%)	7,594.51ha(100.0%)	23.3%
公有地		10,844.14ha(33.2%)	2,767.07ha(36.4%)	8.5%
私有地		21,798.86ha(66.8%)	4,827.44ha(63.6%)	14.8%
公有地	都市公園	1,399.20ha	871.53ha	2.7%
	その他オープンスペース	396.47ha	292.11ha	0.9%
	道路	6258.30ha	412.69ha	1.3%
	河川等	1264.77ha	955.74ha	2.9%
	その他公共施設	1525.40ha	235.00ha	0.7%
私有地	住居系	9,929.37ha	1,295.30ha	4.0%
	商業系	3,707.39ha	254.29ha	0.8%
	工業系	1,612.16ha	100.24ha	0.3%
	未利用地	6,549.94ha	3,177.61ha	9.7%

緑被地の現状（種別毎）（平成 22 年）

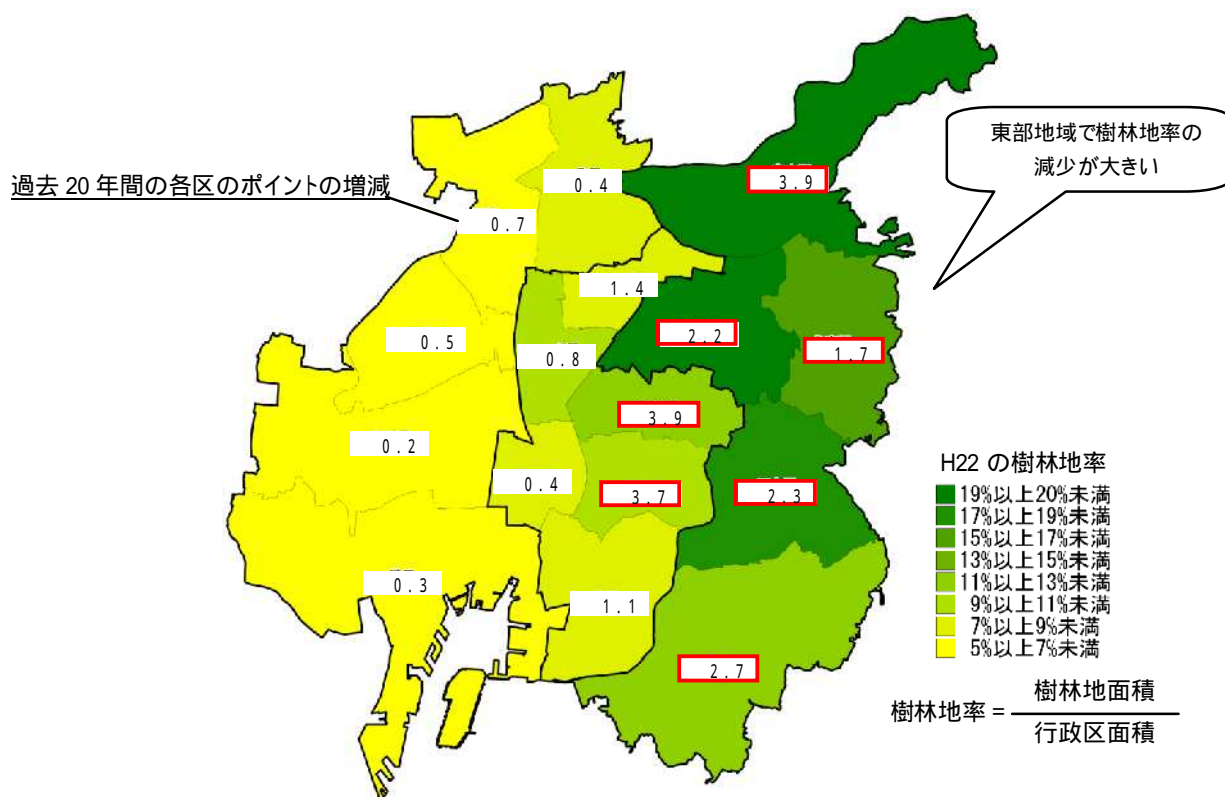
		面積	緑被地面積	市域面積に対する緑被率
全体		32,643.00ha(100.0%)	7,594.51ha(100.0%)	23.3%
公有地		10,844.14ha(33.2%)	2,767.07ha(36.4%)	8.5%
私有地		21,798.86ha(66.8%)	4,827.44ha(63.6%)	14.8%
樹林地		-	3,578.87ha (47.1%)	11.0%
	公有地	-	1,224.72ha	-
	私有地	-	2,354.15ha	-
芝・草地		-	1,853.54ha (24.4%)	5.7%
	公有地	-	612.99ha	-
	私有地	-	1,240.55ha	-
農地		-	1,183.18ha (15.6%)	3.6%
	公有地	-	22.83ha	-
	私有地	-	1,160.35ha	-
水面		-	978.92ha (12.9%)	3.0%
	公有地	-	906.53ha	-
	私有地	-	72.39ha	-

(4) 緑被地の増減

- 平成2年から平成22年の20年間で減少した緑被地(2,135.99ha)に対し、農地が約1/2、樹林地、芝・草地在各約1/4である。
- 樹林地の減少は、東部地域で顕著である。

緑被地の推移(種別毎)(平成2年 平成22年)

	平成2年		平成22年		増減	
全体	9,730.50ha	29.8%	7,594.51ha	23.3%	2,135.99ha	(100.0%)
公有地	3,305.21ha		2,767.07ha		538.14ha	
私有地	6,425.29ha		4,827.44ha		1,597.85ha	
樹林地	4,084.39ha	12.5%	3,578.87ha	11.0%	505.52ha	(23.7%)
公有地	1,179.27ha	-	1,224.72ha	-	45.45ha	
私有地	2,905.12ha	-	2,354.15ha	-	550.97ha	
芝・草地	2,409.07ha	7.4%	1,853.54ha	5.7%	555.53ha	(26.0%)
公有地	1,075.16ha	-	612.99ha	-	462.17ha	
私有地	1,333.91ha	-	1,240.55ha	-	93.36ha	
農地	2,232.00ha	6.8%	1,183.18ha	3.6%	1,048.82ha	(49.1%)
公有地	74.03ha	-	22.83ha	-	51.20ha	
私有地	2,157.97ha	-	1,160.35ha	-	997.62ha	
水面	1,005.04ha	3.1%	978.92ha	3.0%	26.12ha	(1.2%)
公有地	976.74ha	-	906.53ha	-	70.21ha	
私有地	28.30ha	-	72.39ha	-	44.09ha	



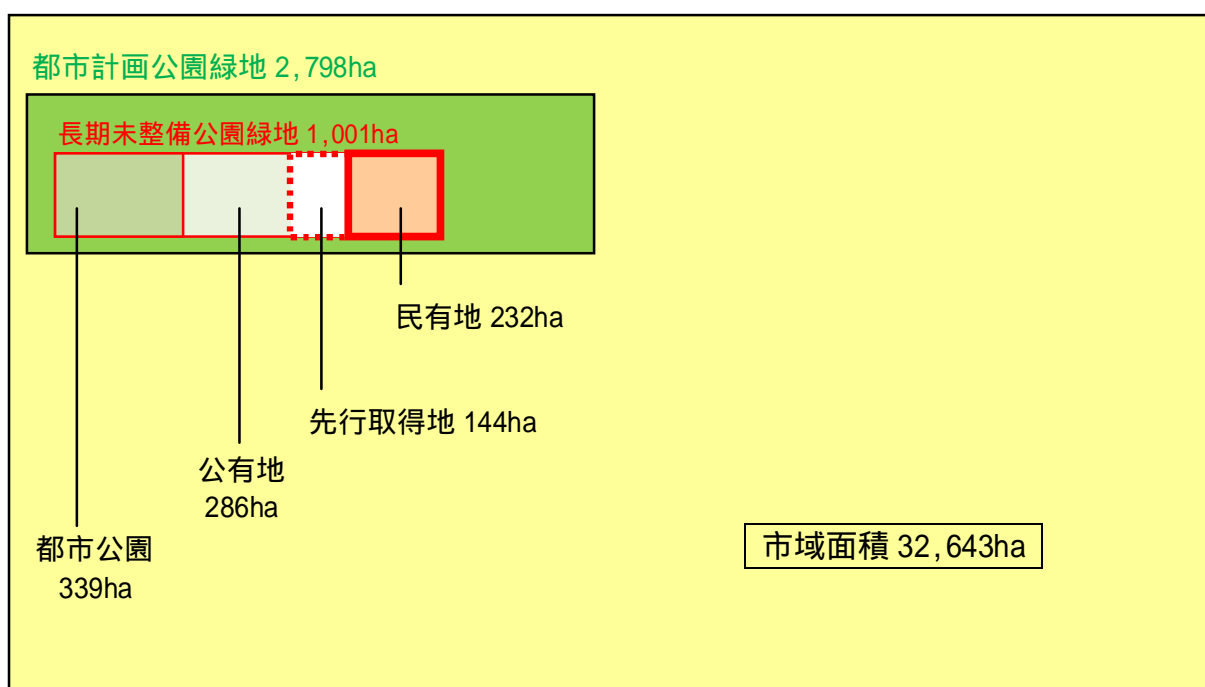
地域別の樹林地率の推移(平成2年 平成22年)

2 名古屋市の取り組み

(1) 都市計画公園緑地

：都市計画公園緑地 792 箇所、2,798ha (平成 26 年 4 月時点)

- 名古屋市は戦前から都市計画公園緑地を指定したことにより、都市計画公園緑地内には多くの樹林地が現存している。
- 一方、都市計画決定後長期間経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している長期未整備公園緑地について、平成 20 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しと整備プログラム」が策定公表され、順次未整備公園緑地の解消が図られている。
 - 整備プログラムは、第 1 期 (平成 29 年度までに着手) から第 4 期 (平成 50 年度以降に着手) まで、長期にわたっている。
 - 平成 20 年 3 月時点の対象公園緑地：40 箇所、1,150ha
 - 平成 26 年 3 月時点の対象公園緑地：33 箇所、1,001ha
 - うち 3 / 4 は公有地等 769ha
 - 1 / 4 は民有地 232ha
 - 民有地のうち概ね 1/2 が樹林地
- 長期未整備公園緑地の効率的な事業推進を図るため、買収を必要とする民有地の一部樹林地に借地手法を導入し、「オアシスの森」として市民利用に供する「オアシスの森づくり事業」が取り組まれている。
 - 平成 10 年 3 月：相生山緑地の一部を供用開始 約 20ha
 - 平成 13 年 4 月：猪高緑地の一部を供用開始 約 15ha
 - 平成 23 年 4 月：細根公園の一部を供用開始 約 4ha



都市計画公園緑地の規模のイメージ

(2) 地域制緑地制度の指定

- : 特別緑地保全地区 72 地区、199.2ha (平成 26 年 4 月時点)
- : 市民緑地 6 地区、5.9ha (平成 26 年 4 月時点)
- : 保存樹林 1 箇所、1.3ha (平成 26 年 4 月時点)

- 緑地保全に関する法律や条例に基づき、現状凍結的な保全を行う特別緑地保全地区や、民有緑地を借地して公開する市民緑地制度など、多様な制度による緑地保全施策が展開されている。

(3) 風致地区の指定

- : 第 1 種風致地区 2,661.8ha。
うち緑被地面積 1,766.36ha (緑被率 68.2% (平成 22 年緑の現況調査より))
- : 第 2 種風致地区 329.0ha。
うち緑被地面積 129.99ha (緑被率 40.1% (平成 22 年緑の現況調査より))

- 都市の風致を維持するため、都市計画で風致地区が定められている。名古屋市の市域面積の約 9% に相当する約 3,000ha が指定され、建築物の建築や、土地の区画形質の変更、木竹の伐採等を規制することで、良好な環境の保全と、みどり豊かな都市環境が形成されている。
- しかし、平成 2 年から平成 22 年の 20 年間で、風致地区の緑被率は 3.8 ポイント減少しており、都市計画公園緑地や特別緑地保全地区等と重複指定された区域では減少がわずかながら、重複指定されていない風致地区では緑被率が 10 ポイント以上減少している。

主な民有緑地の保全制度の概要

	特別緑地保全地区	市民緑地	保存樹林	風致地区
根拠法令	都市緑地法	都市緑地法	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市計画法
目的	都市の歴史的・文化的価値を有する緑地や生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等を保全	一団としてまとまった樹林地や、風致地区内の区画整理等に併い保全された保存緑地等を保全し、市民の憩いの場として公開	都市の美観風致を維持するため必要な樹木の集団について、所有者の同意を得て、保存樹林として指定	自然的景観を保全し、緑と調和した低層住宅地を形成。
内容	建築等の行為は現状凍結的に制限	土地所有者と市が使用賃貸借契約を締結し開放	必要に応じて保存に関して必要な助言・指導を行う	緑地率 (30or40%)・保存緑地 (20or40%) の義務建蔽率の制限
行為規制	許可制	-	届出制	許可制
優遇措置	固定資産税・都市計画税の減免 報奨金の交付 相続税の 8 割評価減	固定資産税・都市計画税の減免 相続税の 2 割評価減	報奨金の交付	固定資産税・都市計画税の評価減
損失補償	損失補償あり	損失補償なし	損失補償なし	損失補償なし
土地買取り	行為不許可時に買取申請可能	買取りなし	買取りなし	買取りなし
担保性	高	低	低	低

(4) 農地の保全に関する取り組み

- : 生産緑地 284.29ha (平成 26 年 4 月時点)。
- : 農業ボランティア 累計 412 名 (平成 13 年度より)。
- : 市民農園 3,716 区画。
- : 農家開設型市民農園 235 区画。

- 市街化区域内の農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、公害または災害防止、農業と調和した都市環境の形成に役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るため「生産緑地地区」を指定している。
- 都市農業の大きな課題となっている高齢化や後継者難による人手不足に対して、農業に興味を持ち、ボランティアとして援農を行う意欲のある市民を「農業ボランティア」として育成し、自主活動に向け支援している。
- より多くの市民が農作業を通じて農に触れる機会を提供し、農のある暮らしづくりを進めるため、「市民農園」の設置が推進されている。また、平成 21 年度より、農園開設にあたっての施設整備費を一部行政が助成し農家が市民農園を開設する「農家開設型市民農園」の開設が促進されている。
- 平成 26 年度からは、趣味的な「農」から、一步「業」に近づいたレベルで農作物生産に携わる人材(チャレンジファーマー)の養成に向け、「チャレンジファーマーカレッジ事業」が取り組まれている。また、高齢や後継者不足により耕作ができない遊休農地の発生防止のため、そのような農地を「農地バンク制度」で登録し、チャレンジファーマーカレッジ修了生への斡旋が予定されている。

3 緑地の機能

東部丘陵地のまとまりのある樹林地と、樹林地と一体となった農地・水面等から成る緑地の機能として、広域にその影響が及ぶ主な機能を以下にあげる。

健全な水循環の形成

- 丘陵地に多くの緑地が残されていた昭和 40 年には、雨水の 41% が地下に浸透し、32% が蒸発・蒸散していたとみられ、河川等への流出は 27% に留まっていたと考えられるが、緑地の減少や舗装面の拡大により、平成 17 年には河川等への流出が 62% と増大している。
- 名古屋市の地形と水の流れを見ると、東部丘陵地の緑地は、降った雨の一部の地下浸透の場所となり、健全な水循環の一部を形成していると考えられる。また、地下水の一部は丘陵地の所々で湧出して湿地を形成したり、西部沖積平野でも湧出している。



出典：生物多様性 2050 なごや戦略（平成 22 年 3 月 名古屋市）

生物多様性の保全

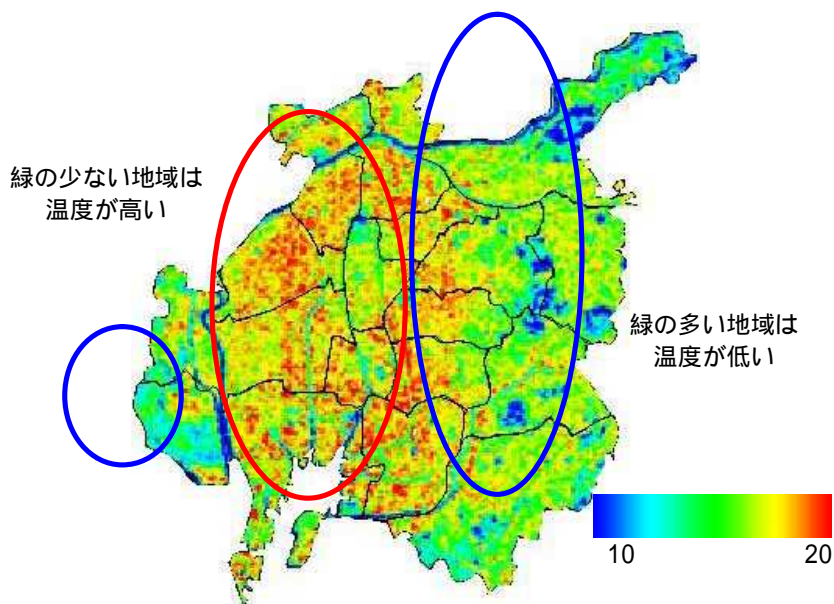
- 名古屋市には 6,000 種近くの生き物が分布しており、大都市にあっては比較的種数が多い地域である。
- しかし、多くが絶滅の恐れのある貴重な生き物であり、植物の 89%、動物の 64%が東部丘陵地に分布している。

区分	名古屋市版レッドリスト2010掲載種数				名古屋市 確認種数	愛知県 確認種数	
	西部	中央部	東部	名古屋市 全域			
維管束植物	39	32	250	282	約1,600	約2,220	
動物	哺乳類	6	7	19	21	29	71
	鳥類	39	23	28	46	271	398
	爬虫類	5	5	8	8	14	16
	両生類	4	4	7	7	12	21
	魚類	15	10	13	19	63	51
	昆虫類	44	56	95	122	3,524	約7,600
	クモ類	7	12	23	27	301	523
	カニ類	8	3	4	9	41	-
	貝類	51	4	6	60	105	540
	計	179	124	203	319	4,360	(約9,200)
合計	218	156	453	601	約5,960	(約11,400)	

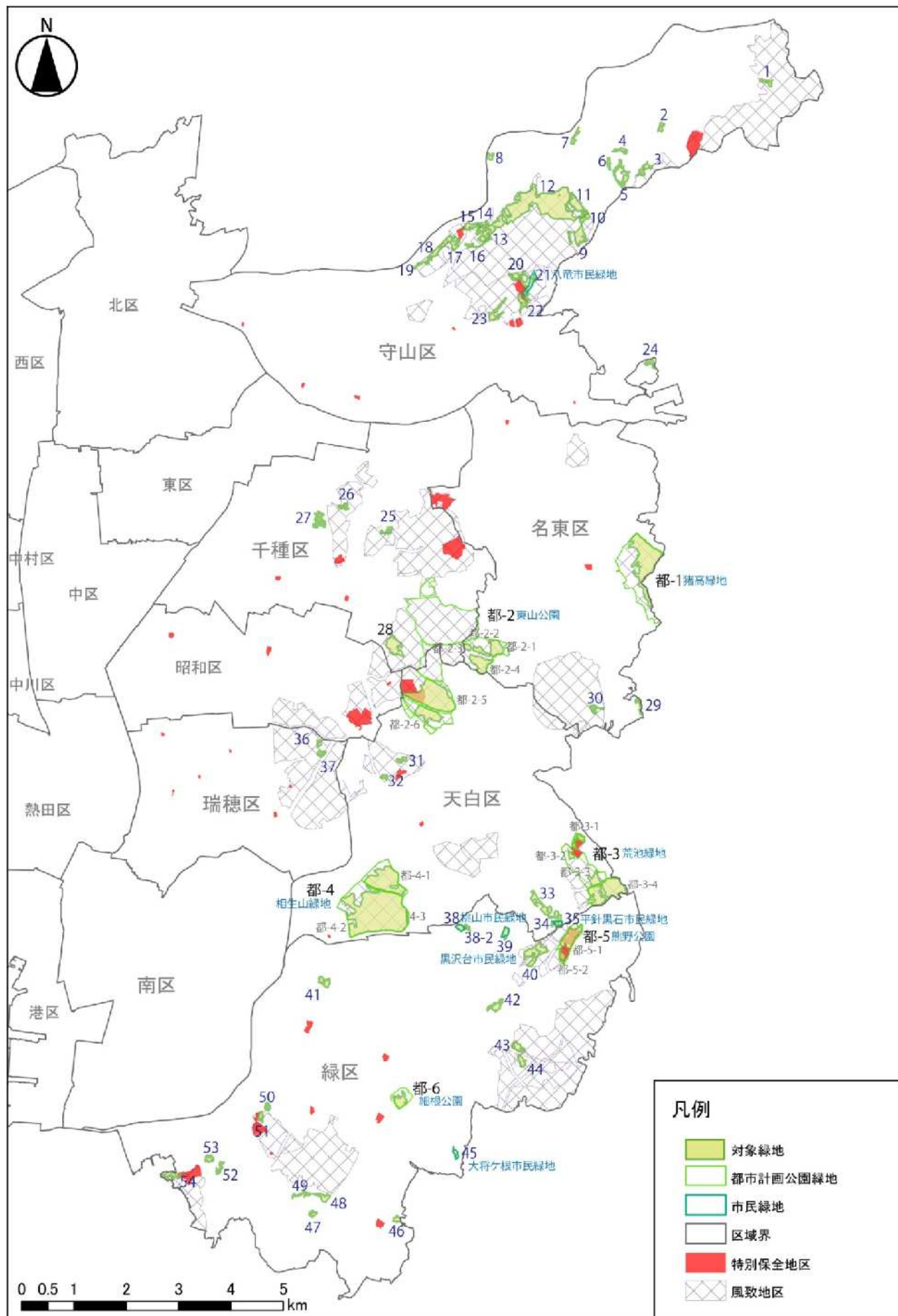
出典：生物多様性 2050 なごや戦略（平成 22 年 3 月 名古屋市）

ヒートアイランド現象の緩和

- 衛星画像（平成 17 年 5 月撮影）による地表面温度分布から、都心を中心とした中央部と比べて、東部丘陵地の樹林地や、西部沖積平野のまとまった水田は、温度が低い傾向が見られる。また市民気温測定調査（平成 17 年 8 月）では、都心域と東部丘陵地で、最大 4 の気温差が観測されている。
- まとまりのある緑地は、夏期のクールスポットとして機能している。



4 緑の質の評価で対象とした1ha以上の民有樹林地



位置図

番号	名称	所在地	面積 ha	用途地域			風致 地区	地域制 緑地	都計 公園
				建蔽	容積				
都1	猪高緑地	名東区猪高町	30.6	1低	30	50	1種		1・才
都2-1	東山公園 01	名東区山香町	5.9	1低	30	50	1種		3
都2-2	東山公園 02	名東区藤巻町	2.9	1低	30	50	1種		3
都2-3	東山公園 03	名東区藤巻町	1.4	1低	30	50	1種		3
都2-4	東山公園 04	名東区藤巻町	8.2	1低	30	50	1種		3
都2-5	東山公園 05	天白区天白町	31.4	1低	30	50	1種	一部特緑	1・才
都2-6	東山公園 06	天白区天白町	8.6	1低	30	50	1種	特緑隣接	1・4
都3-1	荒池緑地 01	天白区天白町	2.2	1低	30	50	1種	特緑隣接	3
都3-2	荒池緑地 02	天白区天白町	1.1	1低	30	50	1種	特緑隣接	3
都3-3	荒池緑地 03	天白区天白町	4.0	2住	60	200	1種		1
都3-4	荒池緑地 04	天白区天白町	20.6	1低	30	50	1種		3
都4-1	相生山緑地 01	天白区菅田	23.7	1低	30	50	1種		1・才
都4-2	相生山緑地 02	天白区天白町	76.9	1低	30	50	1種		1・2・才
4-3	相生山緑地 03	天白区天白町	0.8	1低	30	50	1種		
都5-1	熊野公園 01	緑区鳴海町	8.7	1低	30	50	1種	一部特緑	才
都5-2	熊野公園 02	緑区鳴海町	1.9	1低	30	50	1種	特緑隣接	才
都6	細根公園	緑区鳴海町	4.5	1低	30	50			才
1	東谷山フルーツパークの南側地域	守山区上志段味	1.1	1低	30	50	1種		
2	志段味幼稚園の西側地域	守山区中志段味	0.9	1低	30	50			
3	産業技術総合研究所中部センターの東側地域	守山区下志段味	2.0	準工	60	200			
4	風越池の西側	守山区下志段味	1.1	1低	30	50			
5	玉野川学園の周辺地域	守山区下志段味	3.9	1低	30	50			
6	志段味スポーツランドの西側地域	守山区下志段味	1.0	1低	30	50			
7	市立志段味西小学校の北側地域	守山区深沢	1.2	1低	40	60			
8	守山吉根グラウンドの西側地域	守山区吉根	1.0	河川区域					
9	小幡緑地北部地域	守山区大森北	5.3	1中	50	150	1種		
10	小幡緑地北部地域	守山区大森北	2.4	1中	50	150	1種		
11	小幡緑地北部地域	守山区吉根	4.4	1低	30	50	1種		
12	小幡緑地北部地域	守山区吉根	49.7	1低	30	50	1種		
13	小幡緑地北部地域	守山区竜泉寺	7.6	1低	30	50	1種		
14	竜泉寺周辺地域	守山区竜泉寺	1.1	1低	30	50	1種		
15	竜泉寺周辺地域	守山区竜泉寺	1.9	1低	30	50	1種		
16	小幡緑地公園北部地域	守山区竜泉寺	1.0	1住	60	200			
17	竜泉寺周辺地域	守山区竜泉寺	3.9	1低	30	50	1種		
18	竜泉寺周辺地域	守山区川東山	1.8	1低	30	50	1種		

用途地域は略して表示(1低:第1種低層住居専用地域、1中:第1種中高層住居専用地域、1住:第1種住居地域、2住:第2種住居地域、準工:準工業地域)。用地地域が複数にわたるものは、対象面積の多いものを表示。
都計公園は整備プログラムの着手時期を表示(1:第1期以内事業収束、2~4:事業着手第2~4期、才:借地対応)

番号	名称	所在地	面積 ha	用途地域			風致 地区	地域制 緑地	都計 公園
					建蔽	容積			
19	川東山周辺地域	守山区川東山	1.2	1低	30	50	1種		
20	八竜市民緑地の北西側地域	守山区大森八龍	3.8	1低	40	60	2種	保存樹林	
21	八竜市民緑地	守山区大森八龍	2.6	1低	40	60	2種	一部特緑	
22	金城学園大学の東側地域	守山区弁天が丘	2.8	1中	60	200	2種	特緑隣接	
23	金城学園大学の西側地域	守山区大森	2.9	1中	60	200	2種		
24	本池ヶ原公設市場の北側地域	守山区本池が丘	1.3	1住	60	200			
25	城山病院の周辺地域	千種区徳川山町	1.0	1住	60	200			
26	北山共同墓地の西南側地域	千種区月ヶ丘	1.0	1低	30	100	1種		
27	名古屋市上下水道局千種営業所の周辺地域	千種区田代町	2.8	1低	50	150			
28	名古屋大学内の地域	千種区仁座町	7.2	1住	60	200	1種		
29	梅森坂小学校の南東側地域	名東区梅森坂	1.1	1中	50	150			
30	愛知カントリークラブの南東側地域	名東区梅森坂	1.2	1低	30	50	1種		
31	市立御幸山中学校の北側地域	天白区八幡山	1.0	1低	30	100	1種		
32	市立八事東小学校の北側地域	天白区音聞山	0.6	1低	30	100	1種		
33	平針黒石周辺地域	天白区天白町	4.4	1低	30	50	1種		
34	平針黒石周辺地域	天白区天白町	2.2	1低	30	50	1種		
35	平針黒石市民緑地	天白区天白町	1.2	1低	30	50	1種	市民緑地	
36	トヨタ自動車緑ヶ丘寮の南側地域	瑞穂区彌富町	0.8	1低	30	100	1種		
37	緑ヶ岡交差点の西南側地域	瑞穂区彌富町	1.2	1低	30	100	1種		
38	桃山市民緑地	緑区桃山	1.2	1低	40	60		市民緑地	
39	黒沢台市民緑地	緑区黒沢台	1.7	1低	50	150		市民緑地	
40	黒沢台周辺地域	緑区鳴海町	7.7	1低	30	50	1種		
41	アビタ鳴海店の西側地域	緑区鳴海町	2.3	1低	50	100			
42	乗鞍公園の南側地域	緑区乗鞍	2.8	1低	30	50			
43	鳴海カントリークラブの南西側地域	緑区鳴海町	2.5	1低	30	50	1種		
44	鳴海カントリークラブの南側地域	緑区鳴海町	1.7	1低	30	50	1種		
45	大将ヶ根市民緑地	緑区	1.1	1低	40	60		市民緑地	
46	長福寺の北側地域	緑区桶狭間	1.0	1低	30	50			
47	中部電力(株)大高変電所の南側地域	緑区大高町	0.9	工業	60	200			
48	大高緑地の南側地域	緑区大高町	2.1	1住	60	200			
49	蝮池の北側地域	緑区大高町	1.0	準工	60	200			
50	鳴海八幡宮の南東側地域	緑区鳴海町	1.0	1低	40	60			
51	鷺津砦公園の北東側地域	緑区大高町	1.1	1住	60	200	2種	特緑隣接	
52	市立大高小学校の西側地域	緑区大高町	1.0	1低	30	50			
53	大高保育園の西側地域	緑区大高町	1.2	1低	30	50			
54	斉山周辺地域	緑区大高町	2.6	1低	30	50	1種	特緑隣接	

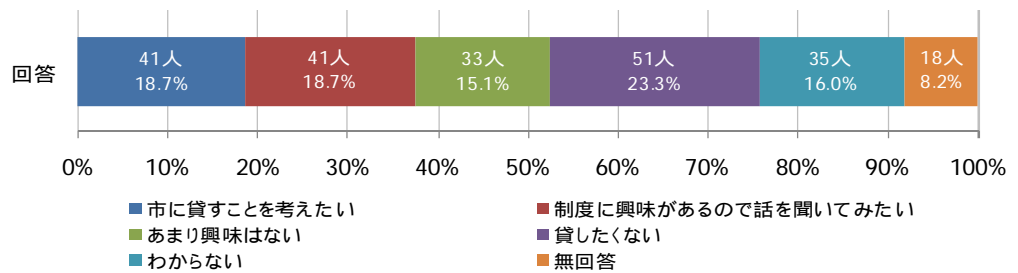
用途地域は略して表示(1低:第1種低層住居専用地域、1中:第1種中高層住居専用地域、1住:第1種住居地域、2住:第2種住居地域、準工:準工業地域)。用地地域が複数にわたるものは、対象面積の多いものを表示。

5 緑地保全の課題

(1) 緑地保全制度の充実

土地所有者の理解が得られる新たな制度の検討が必要である。

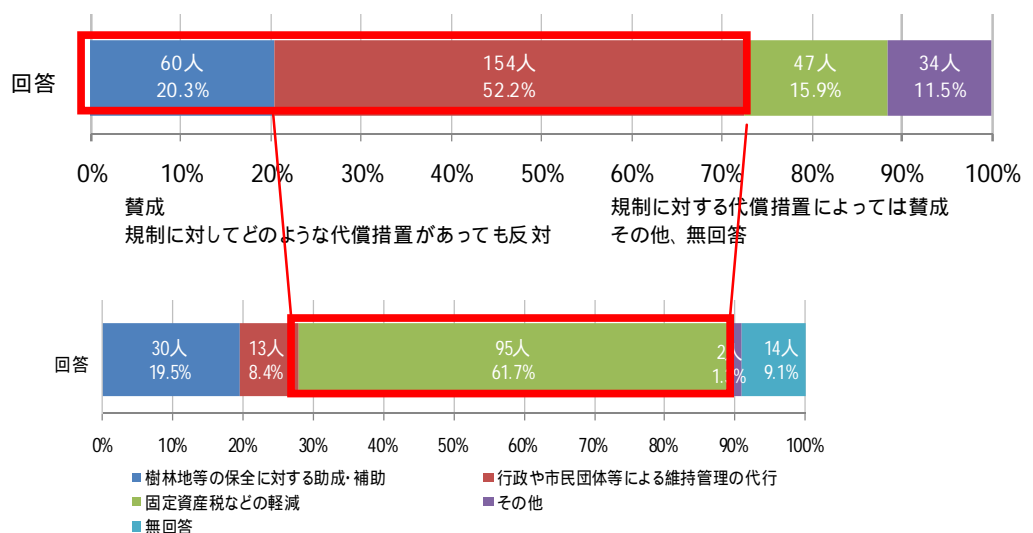
- 緑地保全施策が展開されていない緑地が多く残されているが、名古屋市の財政状況等から判断すると、新たに買入れを伴う、強い強制力を持った緑地保全制度を適用できる状況にない。
- 市民利用を伴う「市民緑地」について、前向きな意見がある一方で、同程度の否定的な意見もある。



緑地保全地域候補地の土地所有者の「市民緑地」適用の意向

出典：土地所有者の意向調査（平成 22 年 3 月 名古屋市）

- また、平成 21 年度に実施した、「緑地保全地域」（根拠法：都市緑地法）の候補地（対象樹林地番号 9～18）の土地所有者の緑地保全制度適用の意向は、約 7 割が「賛成」「規制に対する代償措置によっては賛成」と回答しており、代償措置については「固定資産税などの軽減」が約 6 割となっている。



緑地保全地域候補地の土地所有者の緑地保全制度適用の意向

出典：土地所有者の意向調査（平成 22 年 3 月 名古屋市）

開発時に緑地を地域に残すことで、開発事業者にメリットが生じる制度検討が必要である。

- 緑地を完全に開発してしまうのではなく、既存緑地等を生かし、良好な居住環境を確保するため、地区計画等で緑地保全に関する事項を定めるなど、まちづくり・地域づくりの視点での緑地保全施策が必要である。

長期未整備公園緑地内の民有緑地の担保性を高めることが必要である。

- 長期未整備公園緑地内の民有緑地は、質の評価の対象樹林地約 400ha の約 6 割を占め、その大部分が、長期未整備公園緑地の整備プログラムにおいて第 3 期以降（平成 40 年度以降）の着手予定となっている。
- 長期未整備公園緑地内は、都市計画法により建築制限がかかっているが、開発を完全に制限するものではないため緑被地が減少しており、事業着手時期の見直し等による担保性の向上が必要である。
- 一方、従前から長期未整備公園緑地内に居住している市民の中には、緑地保全活動に積極的に取り組んでいる方々もあり、維持管理の面からプラスになる点も多い。しかし、居住していく上でのインフラ整備が、土地所有者の同意が得られないなど進まず、また居住者相互の協力によるインフラ整備も、投資費用に見合う居住期間が保障されない限り困難だと考えられる。

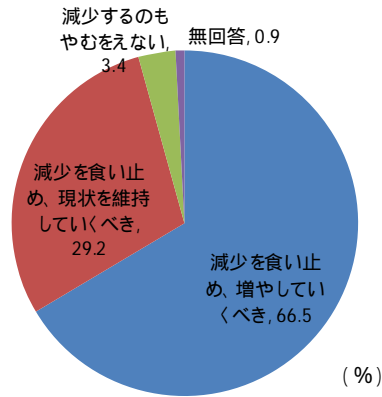
（２）意識醸成等

土地所有者が緑地を公共的なものに貸したい・譲りたいと考える意識醸成が必要である。

- 民有緑地の消失の主な要因は、民間開発、土地の有効活用、税や維持管理の負担等である。名古屋市においても、固定資産税等の負担が重いと考える土地所有者は多く、納税負担等を原因とする開発の抑制が重要である。
- また、公共的なものに貸したい・譲りたいという意識を醸成することが重要である。

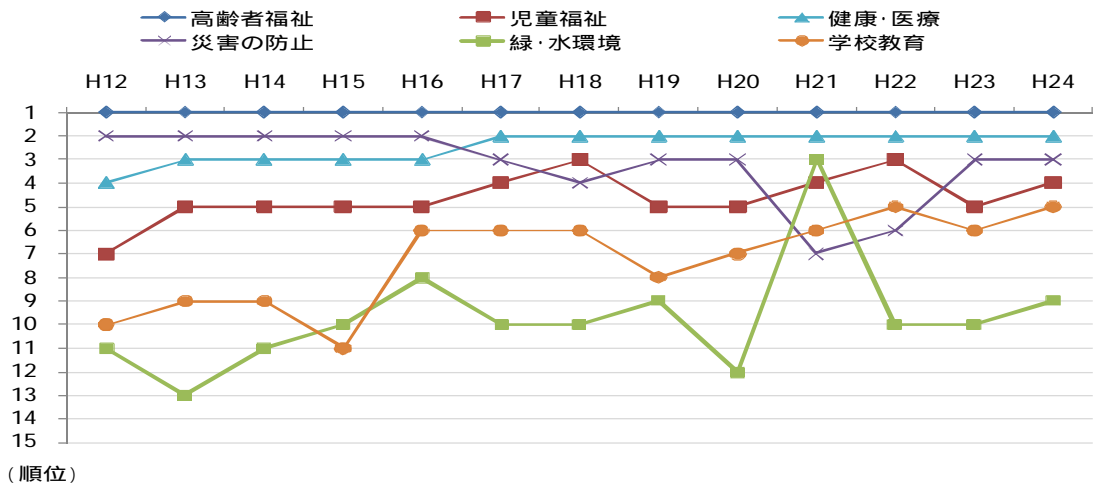
市民が緑地を保全すべきだと考える、意識醸成が必要である。

- 民有緑地の公共性について、市民が価値あるものとして評価することが必要である。また、市民がどの程度のコストを支払う意思があるかにより、民有緑地へ適用できる緑地保全制度は異なってくる。
- 平成 20 年度の市政アンケート調査では、96%の市民が「緑を増やすべき」「緑の減少を食い止めるべき」と考えているが、平成 22 年度以降の「市政への要望」では「緑・水環境」は下位となっている。
- 民有緑地に関する情報提供の実施、緑地保全に関する市民意識の醸成が必要である。



減少を続ける名古屋の緑についての市民意識

出典：平成 20 年度第 2 回市政アンケート
調査結果（平成 20 年度 名古屋市）

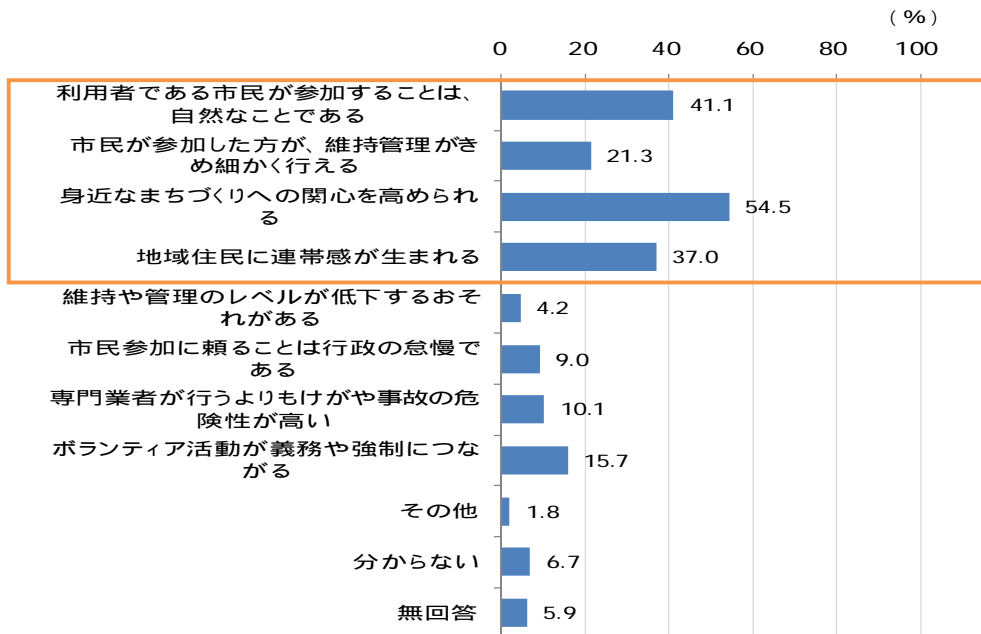


名古屋市に特に力を入れて進めてほしいことについての市民意識

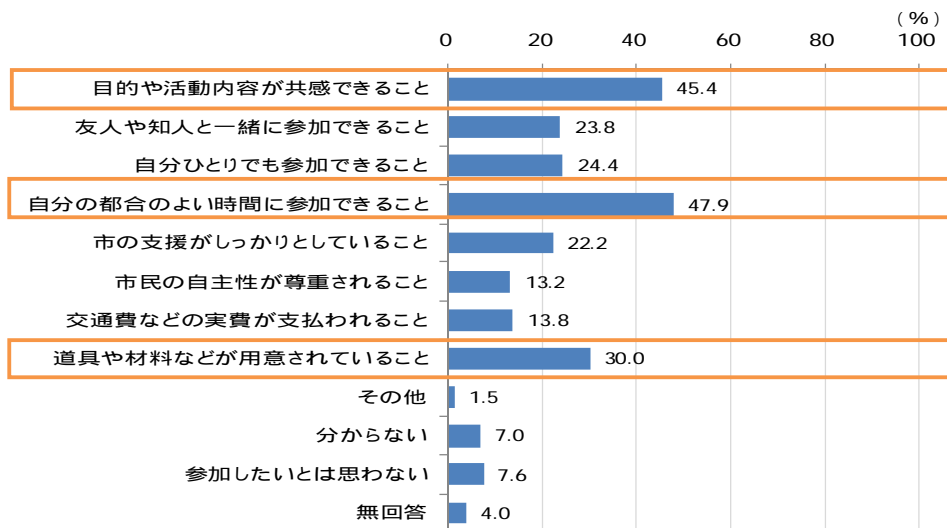
出典：平成 24 年度第 51 回市政世論調査報告書（平成 24 年度 名古屋市）

適切な維持管理方策の検討が必要である。

- 体力的・時間的な問題や費用面から、土地所有者による緑地保全が困難となっている。また竹林の侵食や、ごみの不法投棄なども多く確認されている。緑地がその機能を発揮するには、適切な維持管理が必要である。
- 緑地の維持管理作業への市民の参加意向については、平成 18 年度の調査では肯定的な意見が多く、その際には「自分の都合の良い時間に参加できること」や「目的などに共感できること」が重視する点として挙げられている。
- 企業等法人においては、地域貢献や社内交流を目的とした「企業の森づくり」などの取り組みが活発になっており、様々な関係者による緑地保全活動を促進する仕組みが必要である。



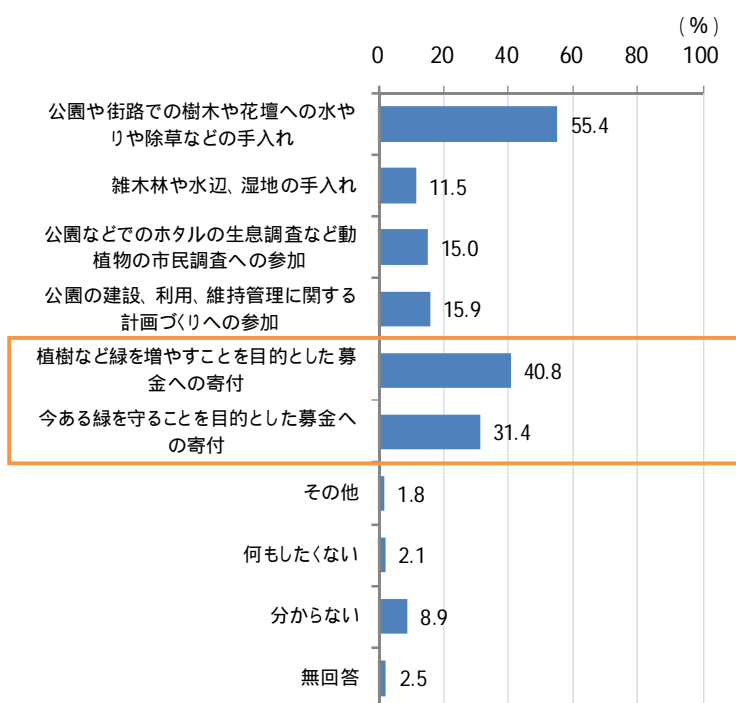
緑の維持管理に市民がボランティアとして参加することについて市民意識
 出典：平成 18 年度第 8 回市政アンケート調査結果（平成 18 年度 名古屋市）



緑を守り育てる活動に参加する際に重視する点についての市民意識
 出典：平成 18 年度第 8 回市政アンケート調査結果（平成 18 年度 名古屋市）

(3) 緑地保全のための財源確保

- 長期未整備公園緑地の事業推進には、安定的で一定額の財源が必要である。また、民有緑地において買入れを伴う強い強制力を持った緑地保全制度を適用するには、一定の財源とそれを必要に応じて柔軟に執行できることが必要である。更に、土地所有者による維持管理に対し、行政による報奨金や助成などインセンティブが望まれる。しかし、現状では名古屋市の財源がほとんどない状況である。
- 一方、平成 20 年度の市政アンケート調査では、約 4 割が「植樹など緑を増やすことを目的とした募金への寄附」、約 3 割が「今ある緑を守ることを目的とした募金への寄附」への理解を示しており、市債や寄附制度等による新たな財源確保、基金設立等の方策検討が考えられる。



地域の緑を守ったり増やしたりするためにできると思う行動についての市民意識

出典：平成 20 年度第 2 回市政アンケート調査結果（平成 20 年度 名古屋市）

